

令和2年11月10日
生活文化政策部
経済産業部
保健福祉政策部

新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について

1　主旨

区ではこの間、新型コロナウイルス感染症への緊急対策として、PCR検査体制の拡充、社会的検査の実施、営業に影響を受けた中小事業者や商店街のための緊急融資、業態転換や新ビジネス創出支援の補助、アーティスト支援、生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業など、数次にわたる補正予算により様々な対策を講じてきた。

緊急事態宣言解除後、社会経済活動等のレベルは徐々に引き上げられ、区としても、10月1日から、徹底した感染防止対策を講じることを前提に、区主催イベントや区民利用施設の制限を緩和したところである。

一方、区内の感染者数は依然として高い水準で推移しており、今冬に向けて、第3波の到来や季節性インフルエンザとの同時流行も想定されている状況のもと、引き続き感染症対策に万全を期すとともに、社会経済活動との維持・両立を図るため、さらなる戦略的な施策を実行していくことが求められる。

令和2年10月23日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」における有識者との意見交換においても、区内の実態を把握したうえで対策を講じるべきとのご意見をいただいたところであり、これまでの新型コロナウイルス感染症が地域経済や区民生活に与えた影響を今一度把握し、今後、実態を踏まえたより効果的な取組みを進めていく。

2　新型コロナウイルス感染症に係る区内の状況

区民生活や区内経済の状況について、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について」として取りまとめた。

今後、実態を踏まえ、補正予算での対応をはじめとし、迅速に対策を講じる。

新型コロナウイルス感染症に係る
区内の社会経済状況について

令和2年11月

世田谷区

目 次

1. 区民生活の状況	1
(1) 地域活動、地域・地区のイベント等の状況	1
(2) 区民の困りごと、相談の状況	2
(3) 子どもたちの状況	6
2. 区内の生活困窮対策の状況	8
(1) 特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の状況	8
(2) 住居確保給付金の状況	9
(3) 生活困窮者自立相談支援事業の状況	11
(4) 生活保護の状況	12
(5) 就学援助の状況	14
3. 区内の経済状況	15
(1) 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資の状況	16
(2) 倒産件数（東京都）	20
(3) 休廃業・解散、倒産件数推移（全国）	20
(4) 世田谷区における中小企業の景況（東京商工会議所世田谷支部調べ）	21
(5) 労働環境の変化（有効求人倍率の推移）	23
(6) 雇用保険の給付状況	23
(7) 主な産業別雇用者数（東京都）	24
(8) 三茶おしごとカフェでの求職・求人の動き（6～9月）	24
(9) 新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談の実績	26
4. 区のこれまでの対策	28
5. 区の今後の方向性	32
(1) 地域活動等の支援	32
(2) 子どもや生活困窮への対策	32
(3) 事業者支援	33
(4) 今後の方向性	33

1. 区民生活の状況

新型コロナウイルス感染拡大により、4月7日に国による緊急事態宣言が発出され、外出自粛や学校の休校、施設や店舗の休業が要請されるなど、区民生活や事業活動に甚大な影響を及ぼしました。さらに、新しい生活様式への転換に伴い、対面によるコミュニケーションが制限される状況が続くなか、この間の区民生活にどのような影響が生じているのかを把握するため、各総合支所、まちづくりセンターへ調査を実施しました。

(1) 地域活動、地域・地区のイベント等の状況

①地域の活動団体の状況

地域の各団体による活動は、3密を避け、実施可能な範囲での活動から徐々に再開してきているものの、まだ例年の活動水準には至っていません。また、新型コロナウイルスに対する考え方個人、団体によって様々なことから、再開に向けた動きにも違いが生じています。区民の方々が安全、安心に地域活動を再開・維持できるよう、開催方法の工夫や3密対策など、各団体に沿った支援をしていく必要があります。

<各総合支所、まちづくりセンターへの調査より>

○再開している団体が多い活動

- ・町会・自治会の会議等
- ・屋外で3密を避けて行う活動 など

○再開している団体が少ない活動

- ・飲食を伴う活動
- ・不特定多数が集まる活動
- ・屋内で3密が避けられない活動 など

○団体によって再開の可否が異なる活動

- ・防災訓練
- ・避難所運営訓練 など

②各地域・地区のイベント等の状況

各地域・地区で実施されるイベント等は、約9割の地域・地区において例年の0～3割程度の実施状況であると回答しており、イベント等の開催に対する慎重な姿勢が窺えます。たまがわ花火大会をはじめとする規模の大きなおまつりだけでなく、地区的盆踊りや神社の例大祭についても、今年度はほとんどが中止または中止が決定しています（表1）。

表1 令和2年度に中止または中止が決定した主なおまつり

名 称	開催時期
二子玉川花みず木フェスティバル	4月
下北沢音楽祭	7月
せたがやホタル祭りとサギ草市	7月
世田谷区たまがわ花火大会	10月

名 称	開催時期
雑居まつり	10月
きたざわまつり	10月
鳥山地域蘆花まつり	10月
世田谷のボロ市	12月、1月
せたがや梅まつり	2月～3月
からすやま新年子どもまつり	2月

③地域における課題

地域活動やイベント等がこれまでのように実施できない状況が続き、住民同士の交流の機会が減少するなか、地域コミュニティの希薄化や区民の孤立化などの課題が生じています。コロナ禍において、感染予防と地域社会の活性化を両立させるため、区民の方々とも合意形成を図りながら、施策の検討を進めていく必要があります。

<各総合支所、まちづくりセンターへの調査より>

○地域コミュニティに関する課題

- ・地域活動やイベントが休止となり、地域のつながりが希薄化している。
- ・外出自粛により、住民同士が顔を合わせる機会が減少している。
- ・今まで続けてきた活動が中断することで、活動を支えてきた区民の活力や意欲の低下が懸念される。
- ・防災活動の規模縮小や参加者減により、地域防災力の低下が懸念される。

○区民の孤立化に関する課題

- ・外出を控えており、引きこもり気味になっている高齢者が多い。
- ・外出しない高齢者には情報が伝わりにくく、さらに孤立化する懸念がある。
- ・外出自粛による体力低下や認知症の発症などフレイルの進行が懸念される。
- ・訪問活動の制限等により、孤立化の把握が遅れる。
- ・交流の機会を失って孤立化している方の把握、掘り起こしが難しい。
- ・子育て中の方、子どものケアが必要である。

(2) 区民の困りごと、相談の状況

①すぐやる相談窓口

すぐやる相談窓口の相談件数は、昨年度の同時期と比較し、すべての支所において増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、企業でテレワークの導入が進み、日中在家する区民が増えたことにより、騒音等公害に関する苦情や感染予防等に関する苦情が増加したと考えられます。

<各総合支所、まちづくりセンターへの調査より>

○相談内容

- ・テレワークが進んだことにより、工事の騒音や公園で遊ぶ子どもの声、換気に影響する工事粉塵等、公害に関する苦情。
- ・工事作業員やランナー、飲食店の店員、遊んでいる子どもに対するマスクの装着、公園やレストランでの3密対策、パチンコ店への営業自粛等、感染予防に関する苦情。

②区民相談室

令和2年4月～9月の区民相談件数の総数は1,777件となり、昨年度の同時期1,991件と比較して減少しました（図1）。相談方法別に見ると、来所による相談は昨年度の5割程度である一方、電話による相談は昨年度より200件程度増加しています（図2）。

図1 区民相談件数（年度別）

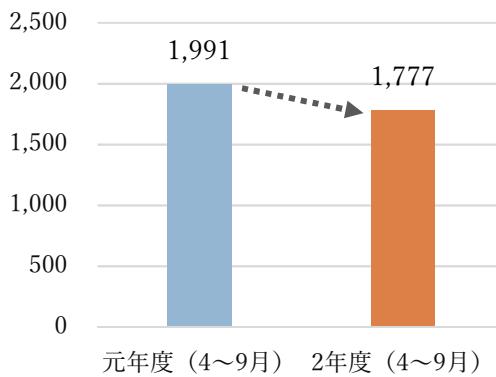
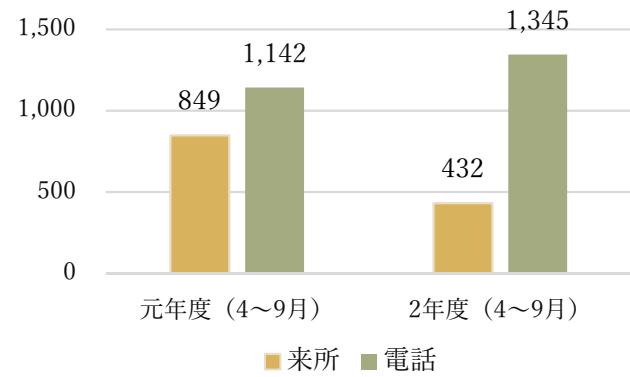


図2 区民相談件数推移（相談方法別）



<各総合支所、まちづくりセンターへの調査より>

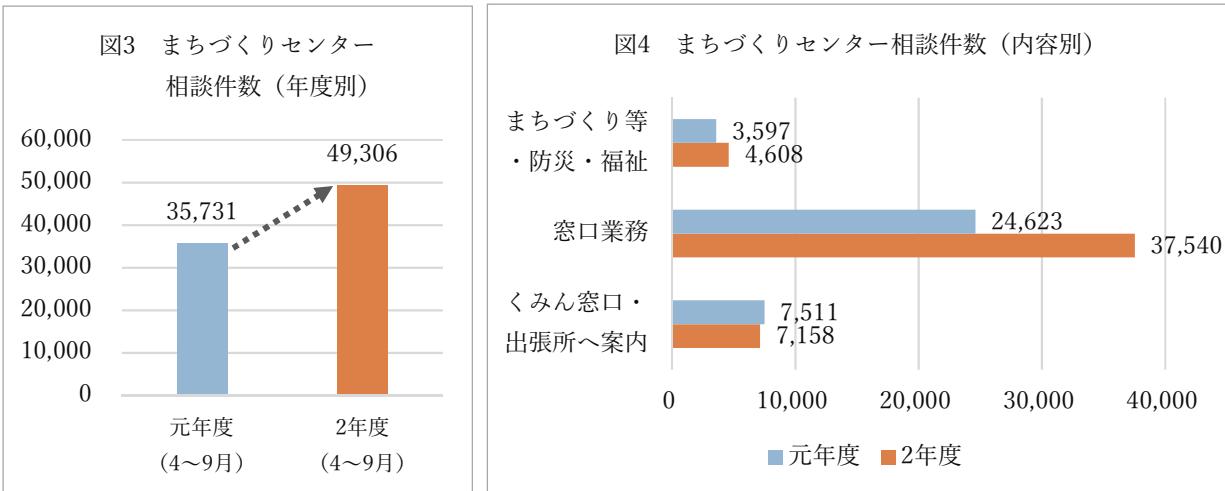
○相談内容

- ・生活等の騒音に対する法律的対処の相談。
- ・事業廃止にあたっての資産整理等の相談先の問い合わせ。
- ・特別定額給付金に関する問い合わせ。
- ・緊急小口資金、住居確保給付金に関する問い合わせ。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先の相談。

③福祉の相談窓口

<まちづくりセンター>

令和2年4月～9月の相談件数は49,306件となり、例年の同時期と比較し、13,575件増加しています（図3、4）。件数が増加している要因として、特別定額給付金に関する問い合わせのほか、特別定額給付金の申請に関連して急増したマイナンバーカードの申請等に関する問い合わせの影響が考えられます。新型コロナウイルスに関する問い合わせとしては、生活困窮に関する相談や各種給付金、助成金に関すること、区民利用施設の状況、イベント等の開催状況などがありました。



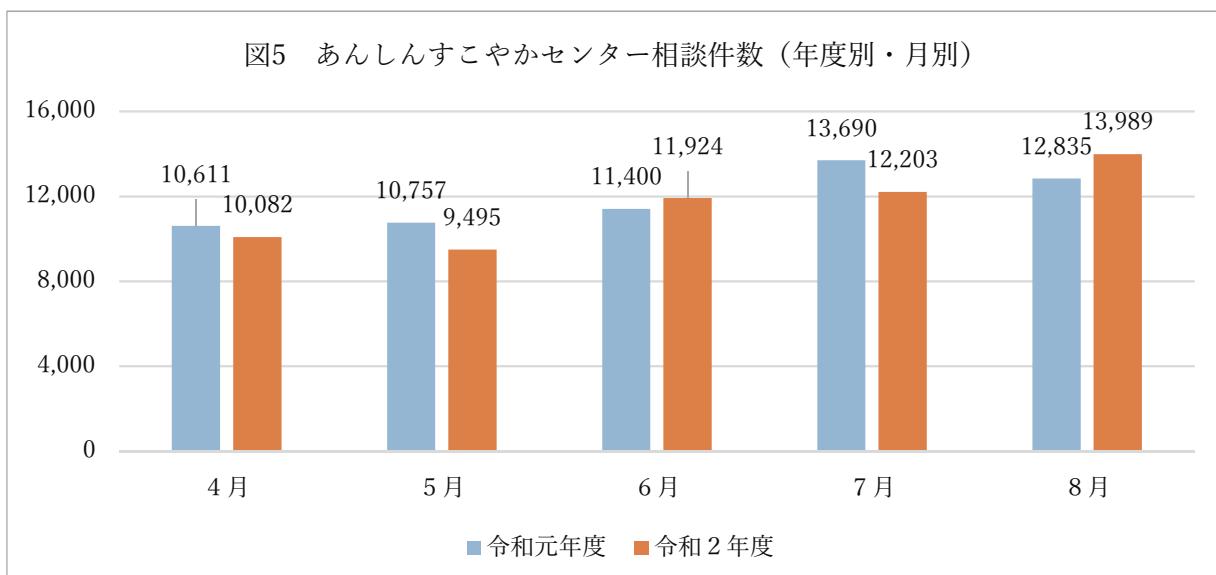
<各総合支所、まちづくりセンターへの調査より>

○相談内容

- ・特別定額給付金、マイナンバーカードの手続きに関する相談。
- ・緊急小口資金、住居確保給付金や保険料の減免等の生活困窮に関する相談。
- ・町会費の徴収や回覧板、地域活動再開の可否、区民利用施設の利用に関する相談。
- ・コロナ禍による避難所運営や国勢調査に関する相談。

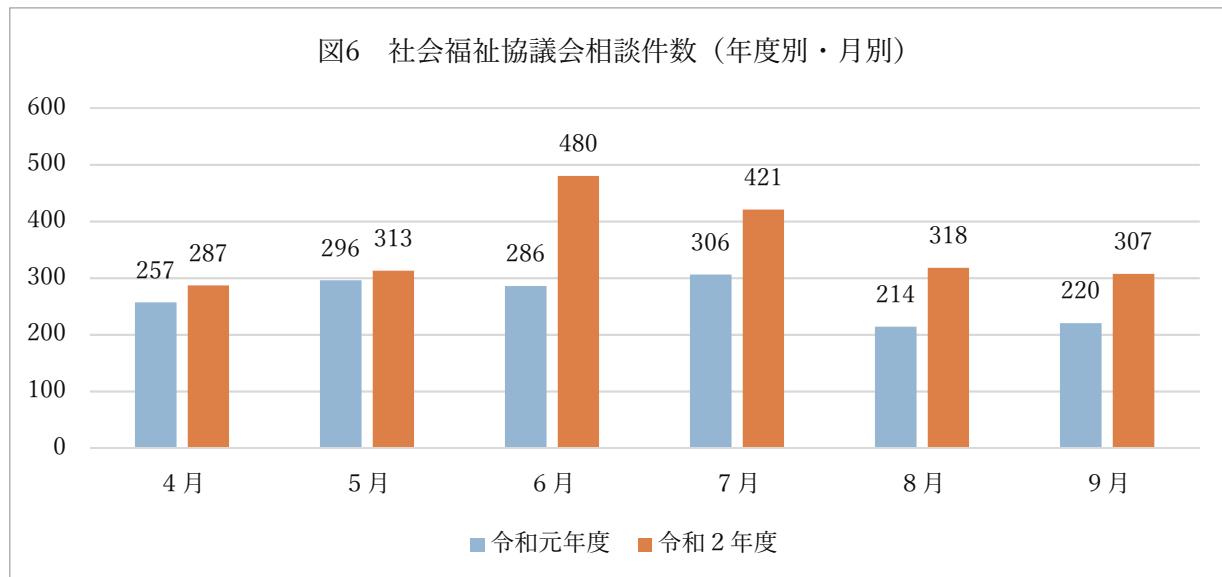
<あんしんすこやかセンター>

令和2年4月～8月の相談件数は57,693件となり、昨年の同時期より1,600件減少しました（図5）。



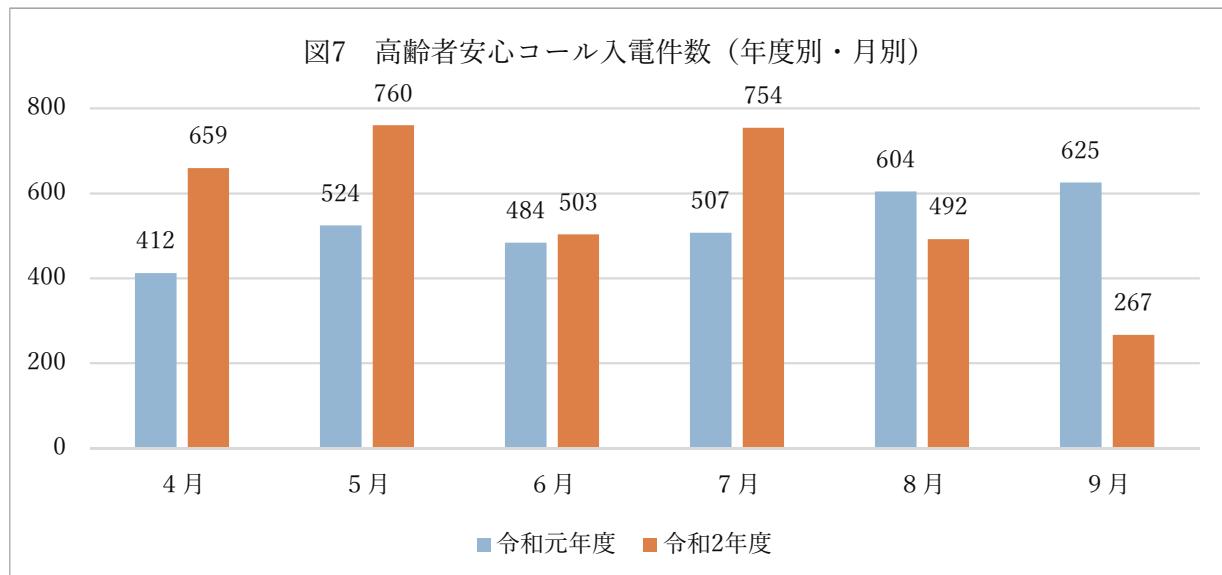
<社会福祉協議会>

令和2年4月～9月の相談件数は2,126件となり、昨年の同時期より547件増加しました（図6）。



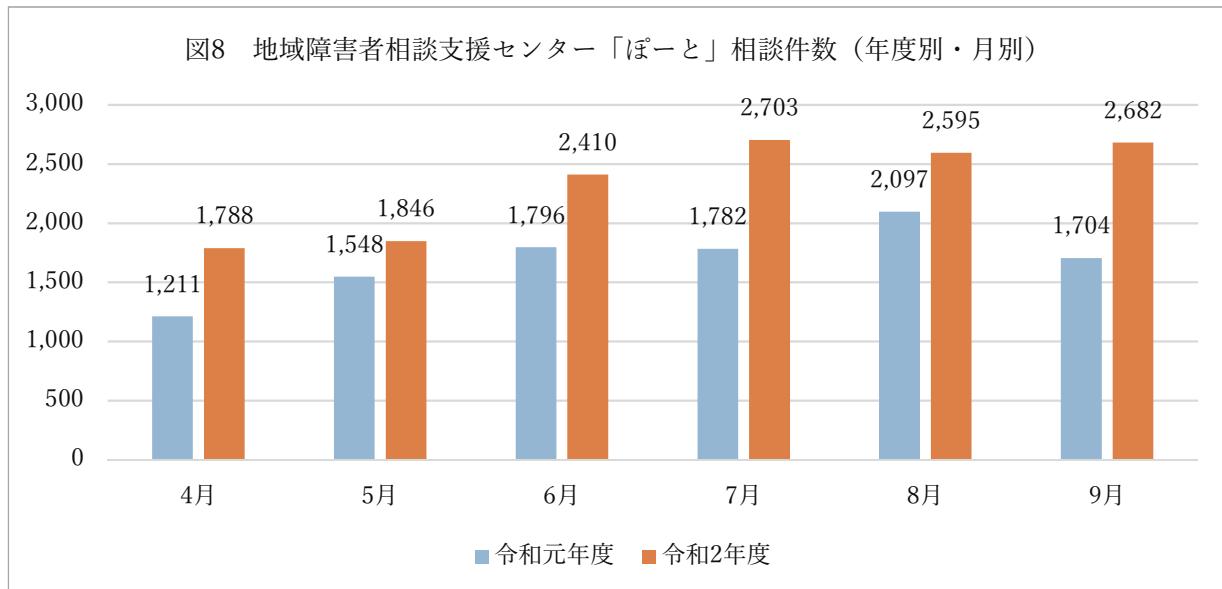
④高齢者に関する相談

高齢者安心コールの令和2年4月～9月の電話相談入電件数は、3,435件となり、昨年度の同時期と比較し、279件増加しました（図7）。



⑤障害者に関する相談

地域障害者相談支援センター「ぽーと」の令和2年4月～9月の相談件数は14,024件となり、昨年比138%と大きく増加しました（図8）。コロナ禍における社会不安等により、心のケアが必要な方が増加したことが要因の一つとして考えられます。



（3）子どもたちの状況

①児童館

<児童館の利用状況>

児童館は令和2年4月1日より6月30日まで休館し、7月1日より段階的に再開しました。現在は館内の利用人員や一部行事の制限はしているものの、平常時近い運営を行っています。来館者数については、昨年度と比べて少ない館が多いですが、月ごとに増加し、平常時に少しずつ近づいてきている状況です。

<子どもたちの様子>

乳幼児については、幼稚園帰りの親子が減少している一方、初めて利用する乳幼児の親子が増えています。小学生は、常連の児童が帰ってきていますが、利用しなくなった児童もみられます。

子どもたちは、コロナ禍における制限等を受け入れながら工夫をして遊んでいます。以前と比べ、話や遊びの相手として職員を求めて来館する児童が増えており、職員も一人一人に丁寧に対応するよう心掛けています。

表2 児童館再開後の入館者数の推移（25館合計）

	7月	8月	9月
令和元年度	71,685人	58,278人	63,211人
令和2年度	17,859人	31,629人	37,618人

②児童相談所

<児童虐待相談の対応件数>

緊急事態宣言期間中は、在宅勤務で夫婦とも自宅にいるため、些細なことで口論となり面前DVとして警察を呼ぶケースなどが発生しました。また、在宅勤務で自宅にいるため気になったという泣き声通告が多くなりました。

緊急事態宣言の解除に伴って小中学校等への登校が再開されたことにより、学校等からの児童虐待通告が増加しました。これにより、6月以降の児童虐待の相談対応件数も増加しています。

表3 令和2年度児童虐待相談の対応件数（月別）(単位：件)

相談経路	令和2年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
児童相談所	68	62	149	110	84	105	578
子ども家庭支援センター	43	125	178	158	114	100	718
合計	111	187	327	268	198	205	1,296

一方、令和2年4月～9月までの実績から月平均を割り出し、1年分に換算すると、令和2年度の相談対応件数の合計は2,592件（216件/月×12か月）程度と見込まれます。近年、児童虐待通告・対応件数の増加が続く中、今年度の年間を通じての増減の傾向を見通すと、新型コロナウィルス感染症拡大によりさらに件数が増加するなどの影響は表れていません。

表4 児童虐待相談の対応件数(単位：件)

相談経路	時点 平成30年度 (年度合計)	時点 令和元年度 (年度合計)	時点 令和2年度 (4～9月分)
児童相談所	1,043	1,439	578
子ども家庭支援センター	904	1,265	718
合計	1,947	2,704	1,296

※平成30年度及び令和元年度の児童相談所件数は狛江市の分を含む。

2. 区内の生活困窮対策の状況

(1) 特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の状況

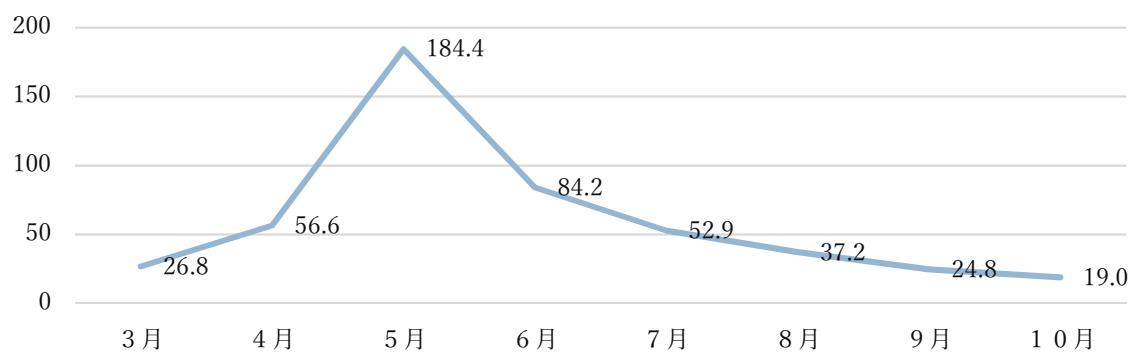
緊急小口資金は、5月が1日あたりの件数184.4件とピークでしたが、6月以降徐々に減少しています。一方、総合支援資金は、6月から9月までは1日あたりの件数が50件前後と高止まりをしていましたが、10月になって少し落ち着いています。

○申請受付件数

①緊急小口資金（表5）

	件数	実働日数	1日あたり件数	備考
令和2年3月	134	5日	26.8	3月25日より受付開始
令和2年4月	1,188	21日	56.6	
令和2年5月	3,320	18日	184.4	
令和2年6月	1,852	22日	84.2	
令和2年7月	1,111	21日	52.9	
令和2年8月	744	20日	37.2	
令和2年9月	495	20日	24.8	
令和2年10月	379	20日	19.0	10月28日分までの速報値
合計	9,233	147日	62.7	

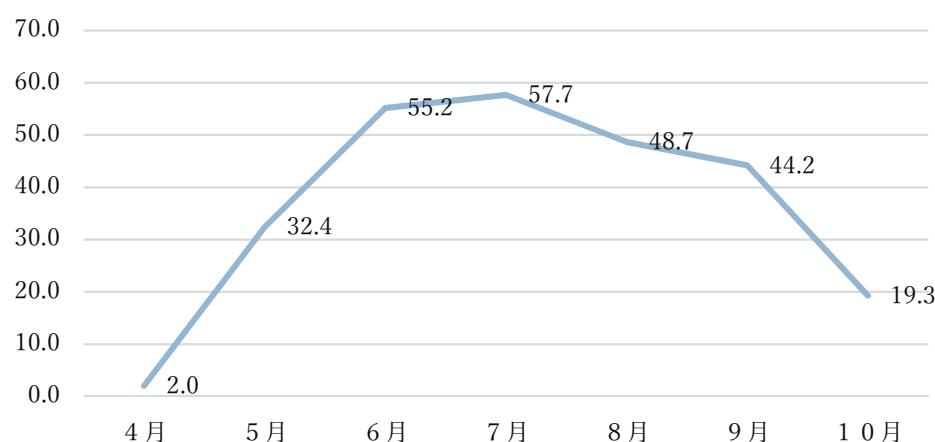
図9 1日あたりの申請受付件数



②総合支援資金（表6）

	件数	実働日数	1日あたり件数	備考
令和2年4月	43	21日	2.0	
令和2年5月	583	18日	32.4	
令和2年6月	1,215	22日	55.2	
令和2年7月	1,211	21日	57.7	
令和2年8月	974	20日	48.7	
令和2年9月	884	20日	44.2	
令和2年10月	385	20日	19.3	10月28日分までの速報値
合計	5,295	142日	37.3	

図10 1日あたりの申請受付件数



③総合支援資金（延長貸付）

申請件数 2,761件（7月以降受付開始、10月28日分までの速報値）

(2) 住居確保給付金の状況

令和2年10月は、新規申請のピークであった令和2年5月申請者のうち多くの方が、再延長申請を行う時期となっています。該当者には延長申請書類を送付するとともに、ぷらっとホーム世田谷において、就労支援や無料法律相談、家計相談等を行っていることを周知しています。延長申請に至る層は、自営業から会社員、派遣社員まで、勤務形態、職種ともに幅広いですが、多くの方が昨年度並みの収入回復には至っていません。

こうした中ではありますが、収入増に伴い支給額が一部減額になる世帯も増えてきており、一定程度ながら収入がやや回復した世帯もあります。ただし、飲食業や演劇・音楽等の舞台従事者を中心に、依然として苦しい状況にある世帯も多くあります。

こうした収入の回復が見られない世帯の方からは、転職や転居により、今までの生活を大きくえるのではなく、短期アルバイト等により、生活を何とか維持しながら、新型コロナウイルスの終息を待ちたいという声も多く聞かれます。一方で、若年層を中心に親元に帰るなど、区外へ転出するケースも少なくありません。

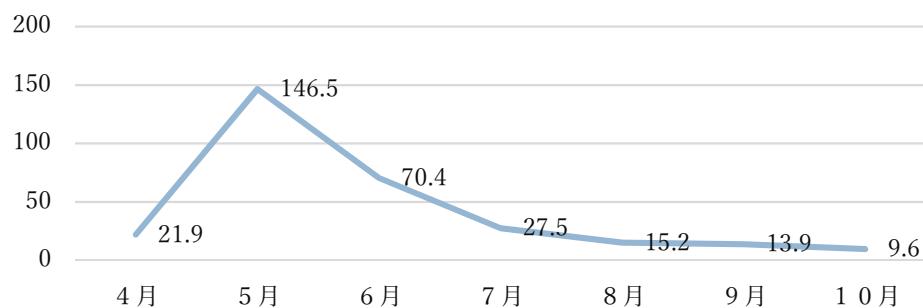
【参考】令和元年度実績 申請件数：107件、支給決定件数：105件

○申請受付件数

①新規申請（表7）

	件数	実働日数	1日あたり件数	備考
令和2年4月	459	21日	21.9	
令和2年5月	2,637	18日	146.5	
令和2年6月	1,548	22日	70.4	
令和2年7月	577	21日	27.5	
令和2年8月	303	20日	15.2	
令和2年9月	277	20日	13.9	
令和2年10月	191	20日	9.6	10月28日分までの速報値
合計	5,992	142日	42.2	

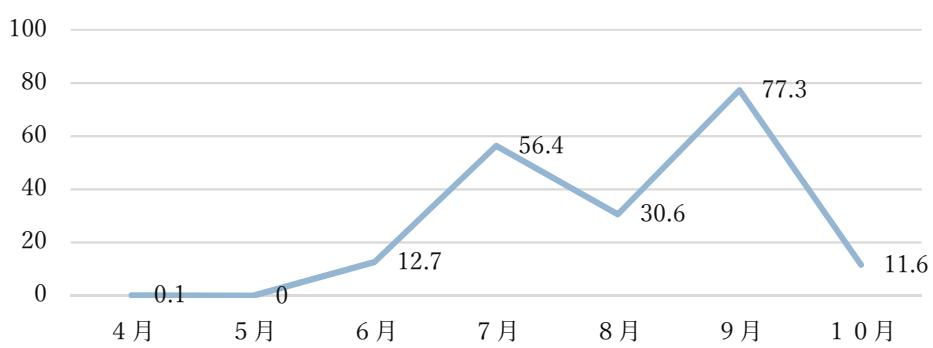
図11 1日あたりの申請受付件数



②延長申請（表8）

	件数	実働日数	1日あたり件数	備考
令和2年4月	2	21日	0.1	
令和2年5月	0	18日	0	
令和2年6月	280	22日	12.7	
令和2年7月	1,184	21日	56.4	
令和2年8月	611	20日	30.6	
令和2年9月	1,545	20日	77.3	
令和2年10月	231	20日	11.6	10月28日分までの速報値
合計	3,853	142日	27.1	

図12 1日あたりの申請受付件数



(3) 生活困窮者自立相談支援事業の状況

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、7月以降、生活困窮に関する新規相談件数等の実績が前年同月比で増加しています。

表9 実績

	①新規相談件数		②支援決定件数		③就労支援件数	
	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年
7月	66	34	92	33	86	32
8月	52	35	42	21	36	17
9月	54	34	47	41	41	52

①ぷらっとホーム世田谷での支援（就労支援、家計相談支援等）を前提とした面談を行った件数です。

②支援計画の策定に至った件数です。新規相談から3～6か月経過後の再プラン策定件数を含みます。

③自立相談支援事業として、支援計画に就労支援が予定されている件数です。

■具体的な申請・相談事例（抜粋）（ぷらっとホーム世田谷へのヒアリングによる）

【申請・相談者の傾向】

《雇用形態》

- ・自営業、フリーランス、派遣、アルバイトの方の申請が多い。

《業種》

- ・飲食業、タクシー運転手、美容室、整体業、ヨガインストラクター、屋形船経営者、英語講師、音楽講師、お稽古講師からの申請がある。

《国籍》

- ・外国の方も多い（飲食業等）。

《年齢》

- ・申請者の年齢層は若年者か高齢者かの両極である。
- ・初めは働き盛りの若い人からの申請が多くたが、経過とともに高齢の方の申請も増えてきた。

《その他》

- ・経過とともに、派遣切りで貯金がなく、無職になった方からの申請が増えた。
- ・住居確保給付金と特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）のセットで申請が多い。
- ・減収している人や、無職の方からの申請など多様。
- ・住居確保給付金申請者の6割～7割の方が延長申請をしている。

【申請・相談事例】

- ・本業継続の資金確保、減収分の収入確保のための仕事探しで相談に至った。
- ・新型コロナウイルスが終息したときに自分の本職に戻りたいため、それまでの間のアルバイトを希望している。
- ・新型コロナウイルスで業績が悪化し入社の内定を取り消されたが、業績が回復したときは採用される見込みのため、その時までつなぎとめるための求職のため申請に至った。（住居も契約し車を購入していた。）
- ・タクシー運転手の方（高齢者）で、仕事の売り上げが落ちたことにより年金受給だけでは生活が厳しくなり、相談に至った。10月まで売り上げは回復していない。

- ・子育て世帯で、新型コロナウイルスで働けない、新型コロナウイルスに係る手当が受け取れないため相談に至った。学費も払えないため、教育貸付申請（別途窓口）の相談や子ども食堂への支援も求めている。
- ・オリンピックに伴う警備の仕事をしていたが、仕事が無くなり申請に至った。
- ・60代女性で派遣社員だが、若い人たちが派遣の仕事に就き始めたため、（年齢の高い）自分で仕事が回ってこない。
- ・持ち家のローンが高額で払えないが、住居確保給付金の対象外で困っている。（賃貸住宅が対象。）
- ・学生が住居確保給付金を使えなくて困っている。（世帯生計維持者でないため申請できない。）
- ・4月から大学入学予定だったが学校が始まらないため現在実家におり、入居予定の賃貸住宅の家賃を親が払っている。今後の家賃が払えない。
- ・家賃が払えずに転出する傾向がある。
- ・転出者は、若い人が多い。（親元に帰っているようだ。）
- ・パニック障害の方で、普段マスクができないため、コロナ禍での仕事ができない旨の相談があった。
- ・新型コロナウイルスに罹患し、体調が回復したにも関わらず会社が復帰を認めてくれない。

（4）生活保護の状況

保護世帯及び保護人員については、9月の前年同月比でみると微減ではあるものの、70歳以上の高齢者の生活保護受給者数は年々増加しています。また、申請件数は9月の前年同月比でみると減少していますが、相談件数は増加しています。

生活保護費は、生活保護基準の見直しに伴い減少傾向ですが、医療扶助費や介護扶助費は増加しているため、生活保護費全体では微増となっています。現在のところ新型コロナウイルスによる大きな影響はみられません。

表 10 保護世帯・保護人員

	保護世帯		保護人員	
	令和 2 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	平成 31 年 (令和元年)
3 月	8,838	8,869	10,284	10,389
4 月	8,858	8,861	10,272	10,361
5 月	8,872	8,879	10,288	10,364
6 月	8,878	8,869	10,288	10,342
7 月	8,877	8,887	10,279	10,362
8 月	8,863	8,899	10,261	10,373
9 月	8,836	8,910	10,235	10,376

図13 保護世帯

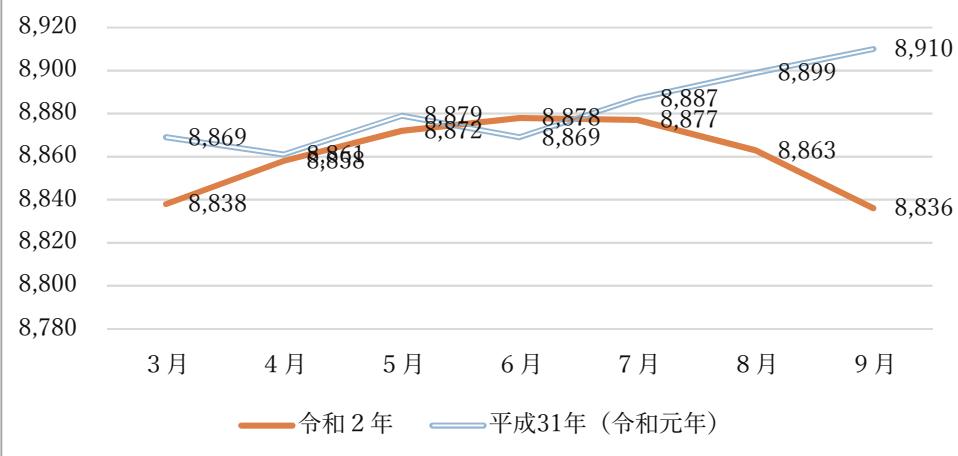


図14 保護人員

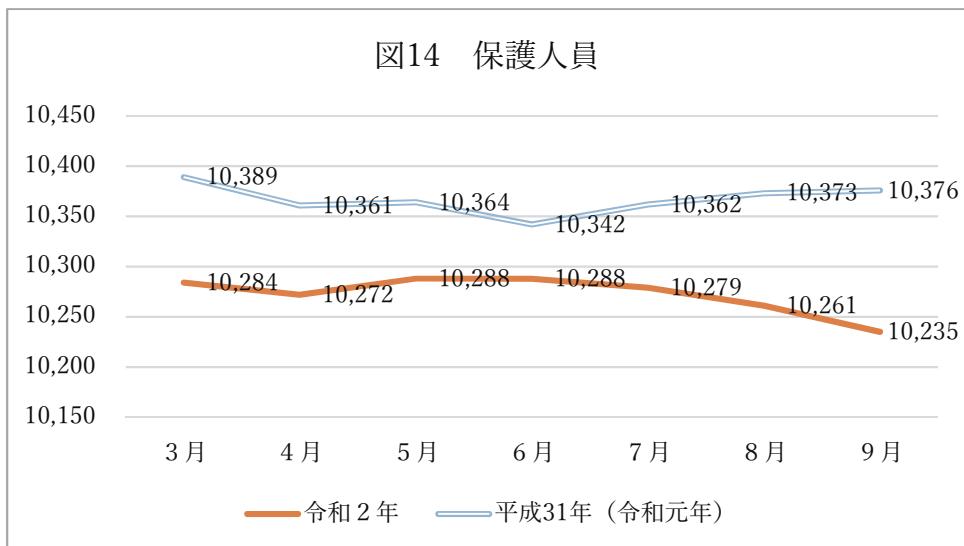


表 11 申請件数・相談件数

	申請件数		相談件数	
	令和 2 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	平成 31 年 (令和元年)
3 月	109 件	114 件	608 件	599 件
4 月	122 件	94 件	638 件	560 件
5 月	80 件	124 件	461 件	565 件
6 月	85 件	92 件	537 件	520 件
7 月	95 件	116 件	496 件	568 件
8 月	73 件	96 件	470 件	585 件
9 月	71 件	99 件	526 件	485 件

図15 申請件数

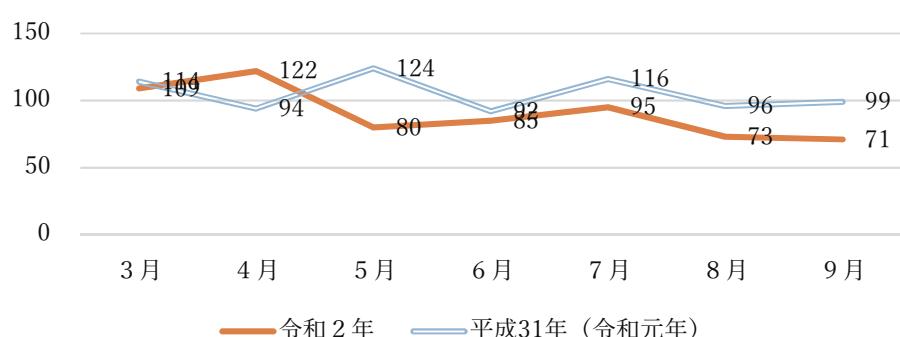
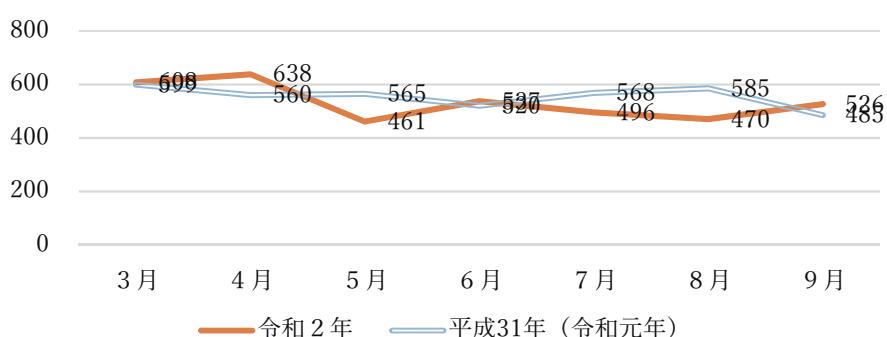


図16 相談件数



(5) 就学援助の状況

令和 2 年度より、世田谷区立小・中学校全児童・生徒の保護者に対して申請の意思を確認する方法に改めたこともあり、申請・認定者数は増加しています。

表 12 認定者数（人）

令和 2 年 10 月現在

	要保護児童・生徒		準要保護児童・生徒		合計	
	令和 2 年	令和元年	令和 2 年	令和元年	令和 2 年	令和元年
小学校	134	132	9,435 (3,143)	8,744 (2,267) ((997))	9,569 (3,143)	8,876 (2,267) ((997))
中学校	97	111	3,904 (1,068)	3,013 (648)	4,001 (1,068)	3,124 (648)

※ () は給食費のみの認定者数、(()) は新入学用品費入学前支給認定者数で、いずれも内数。

3. 区内の経済状況

融資及びセーフティネット申込者数は6,370件に上るなど、区内事業者に大きな影響が生じています（図17～18、表13）。なお、リーマンショック時には、融資あっせんへの申込みが3年間で約6,000件であったところ、今般の融資あっせんへの申込み件数は4月からの約6か月で約3,500件に上っています。また、4月3週目、4週目の緊急融資あっせん額は14億円／週に達し、5月2週目には16億円超にまで上りました（図19）。

融資申込者においては大幅な売上減少が発生しており、申込時点の直近3か月の売上減少率が50%を超えていた事業者は44%にまで達しました（図21）。

そのような中、倒産件数は横ばいで推移しているものの（図26）、休廃業・解散した企業数は前年同期比23.9%増となっており（図27）、それに伴い、有効求人倍率も令和元年12月の3倍超から本年7月には1.59倍（ハローワーク渋谷）にまで大きく下落しています（図31）。

臨時電話相談に寄せられた件数は合計1,000件を超えており（図35）、4月上旬には1日あたり60件を超える日もあるなど、労働問題や休業手当に関する相談が多数に上りました（図38～39）。

(1) 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資の状況

図17 業種別申込件数 (10/28時点)

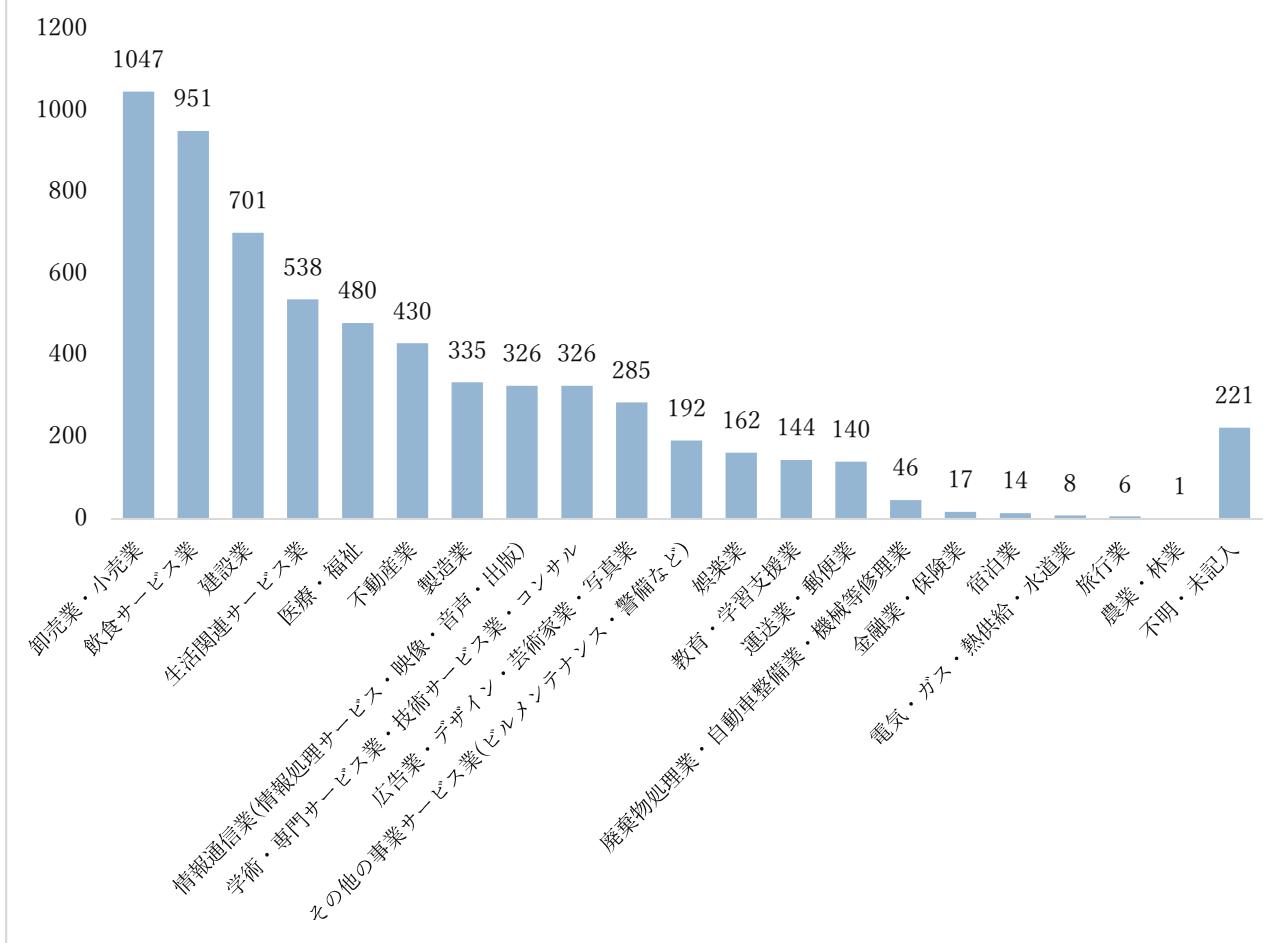


図18 業種別申込件数 (10/28時点)

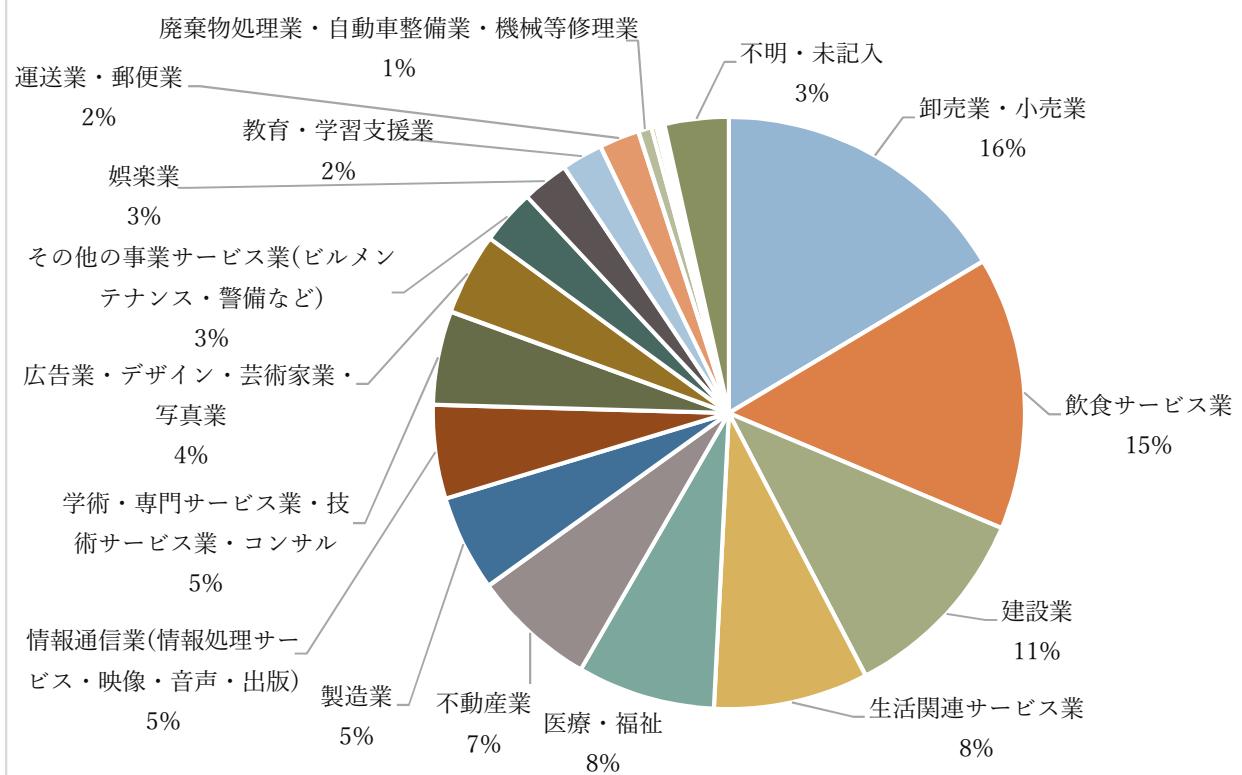


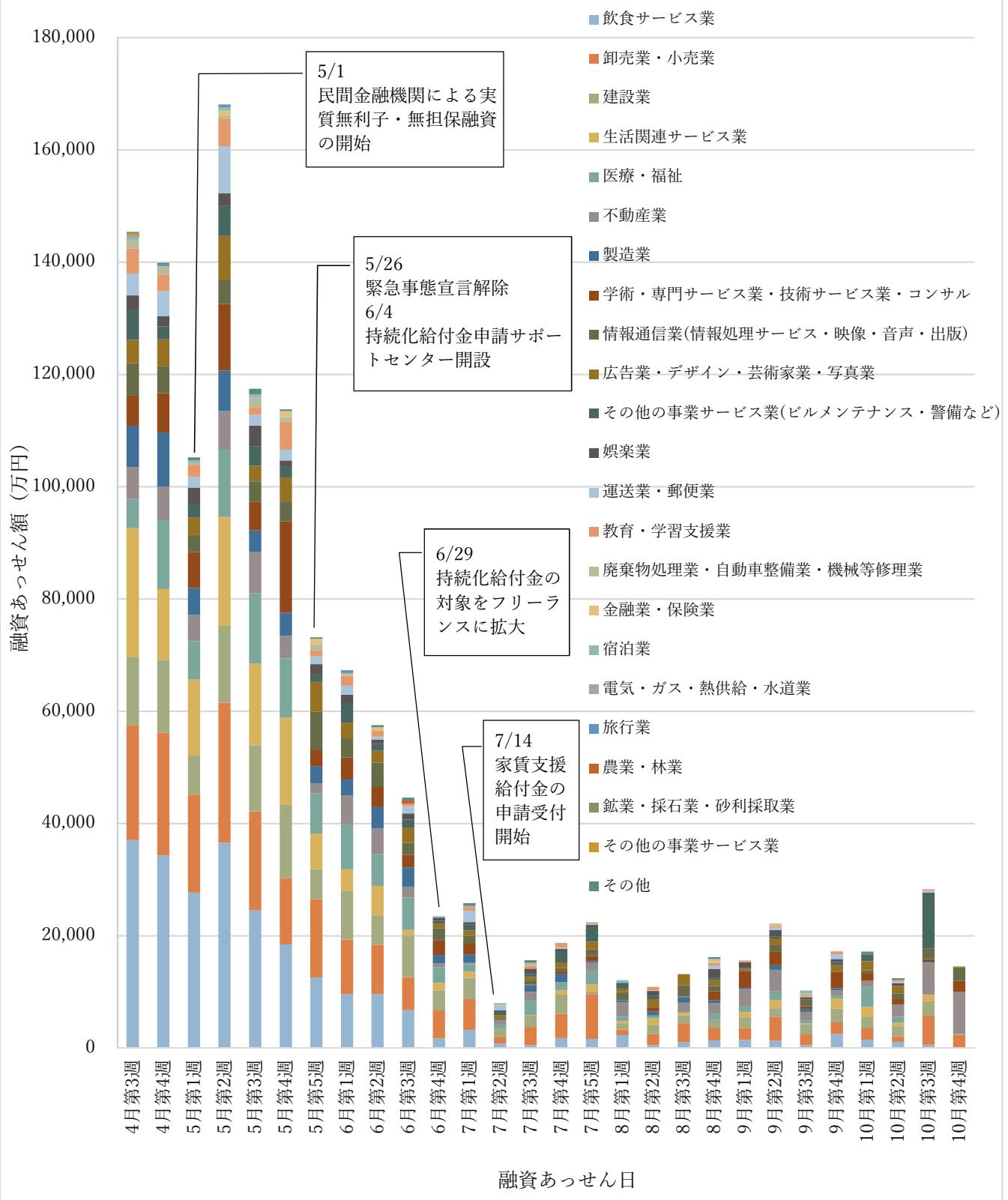
表 13 区内の業種別事業所数に対する融資の申込割合（10/28 時点）

	事業所数	申込者数	申込割合
飲食サービス業	3,780	951	25.2%
卸売業・小売業	6,744	1047	15.5%
建設業	1,832	701	38.3%
生活関連サービス業	2,515	538	21.4%
医療・福祉	3,151	480	15.2%
不動産業	2,569	430	16.7%
製造業	734	335	45.6%
学術・専門サービス業・技術サービス業・コンサル	1,150	326	28.3%
情報通信業（情報処理サービス・映像・音声・出版）	610	326	53.4%
広告業・デザイン・芸術家業・写真業	297	285	96.0%
その他の事業サービス業（ビルメンテナンス・警備など）	248	192	77.4%
娯楽業	138	162	117.4%
運送業・郵便業	466	140	30.0%
教育・学習支援業	1,211	144	11.9%
廃棄物処理業・自動車整備業・機械等修理業	236	46	19.5%
金融業・保険業	329	17	5.2%
宿泊業	63	14	22.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	88.9%
旅行業	29	6	20.7%
農業・林業	47	1	2.1%
漁業	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	1	0	0.0%
映画・演劇用品賃業	46	0	0.0%
不明・未記入	-	221	-
(合計)	26,205	6,370	24.3%

出典：平成 28 年度経済センサス活動調査より作成

※個人事業主の場合、事業所が区外の場合でも融資の申込は可能なため、割合は近似的な値である。

図19 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせん状況



○緊急融資申込事業者の売上減少率

申込者の申込時点の直近3か月の売上減少率は、44%の事業者が申込時点で50%以上の売上減少と申告しています。飲食サービス業は、58%もの事業者が売上半減以上と申告しており、厳しい状況にあることが読み取れます。建設業では50%以上の売上減少としたのは35%と相対的に少ないですが、6月下旬に飲食業等の申込が減少した後も申込が続いていることから、売上減少が生じた時期は業種により違いが生じています。

図20【全体】売上減少率（件数）

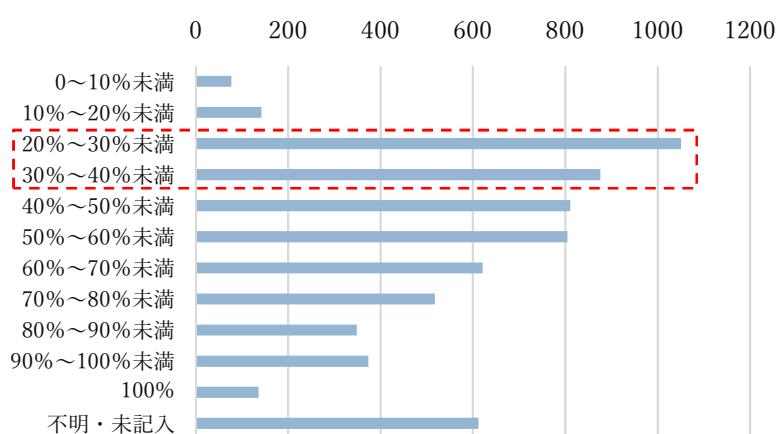


図21【全体】売上減少率

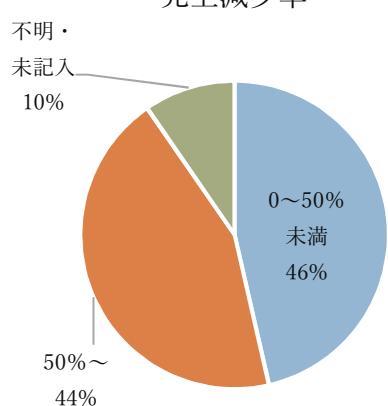


図22【飲食サービス】売上減少率（件数）

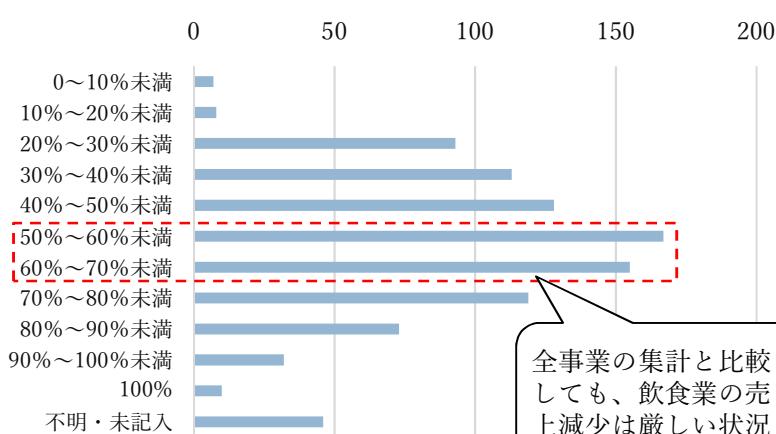


図23【飲食サービス】売上減少率

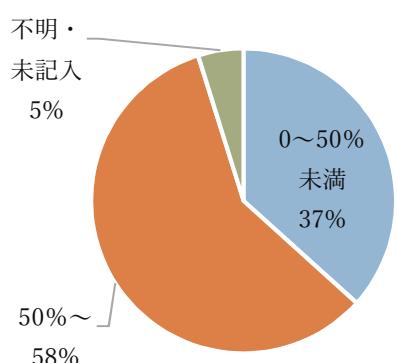


図24【建設業】売上減少率（件数）

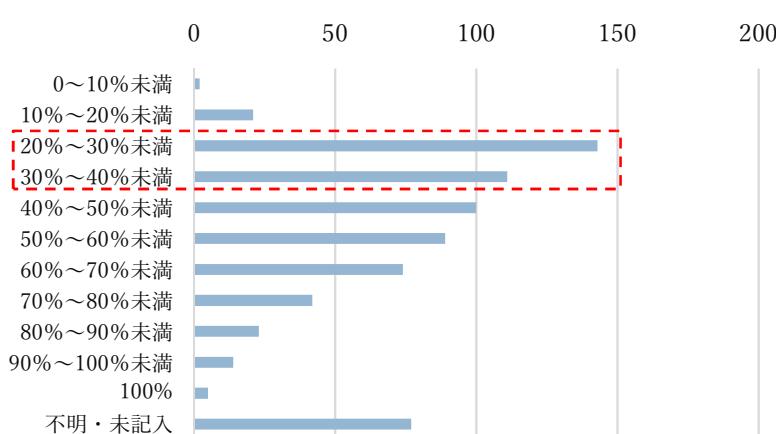
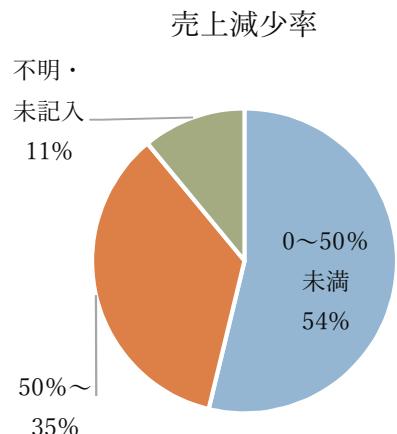


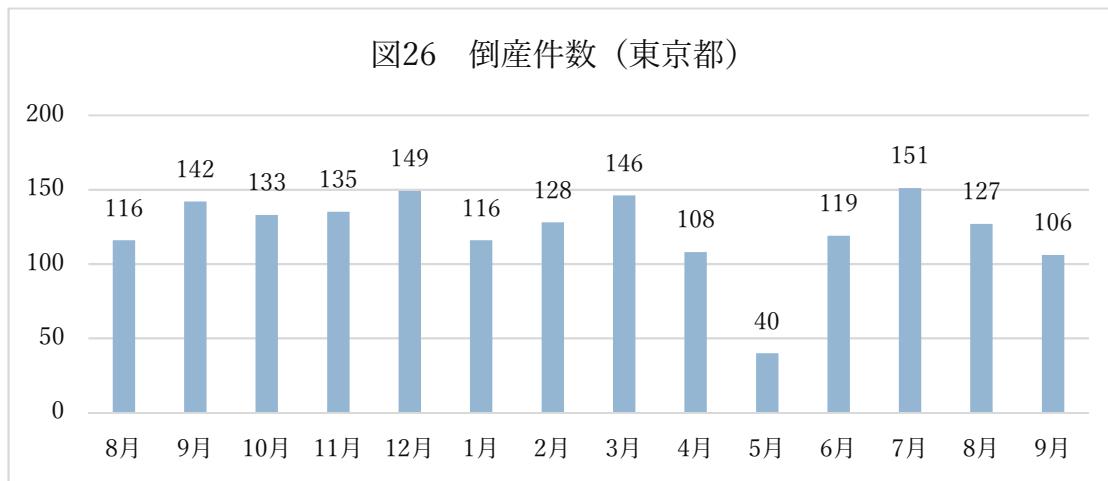
図25【建設業】売上減少率



※申込者による申告書より作成。各申込者の申込時点の直近3か月の売上減少率。

(2) 倒産件数（東京都）

東京都内の企業の倒産件数は、5月：40件、6月：119件、7月：151件、8月：127件、9月：106件でした。各種補助金や融資等の効果が切れると考えられる今後については動向を注視することが必要です。

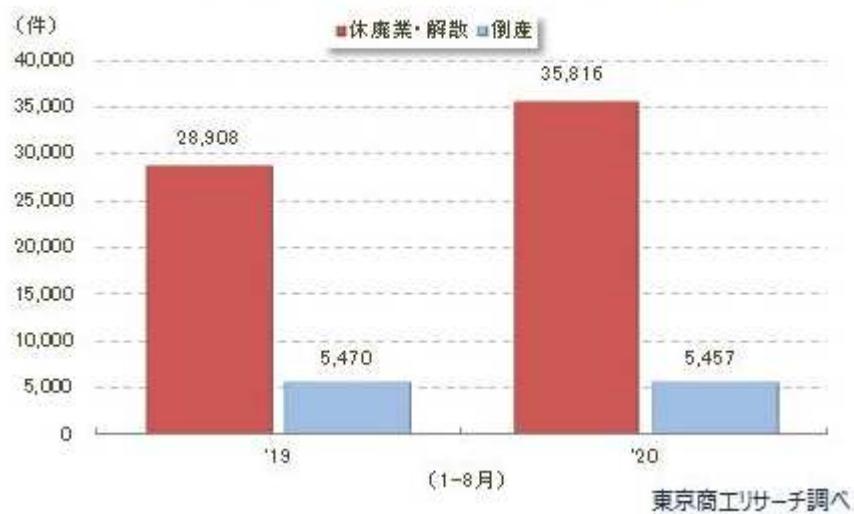


出典：東京都産業労働局資料より

(3) 休廃業・解散、倒産件数推移（全国）

2020年1～8月に全国で休廃業・解散した企業は3万5816社であり、前年同期比23.9%増となります。

図27 休廃業・解散、倒産件数 年次（1～8月）推移



出典：東京商工リサーチより

(4) 世田谷区における中小企業の景況（東京商工会議所世田谷支部調べ）

○業況

2020年4月～6月期実績（前期との比較）の業況DIは▲69.6ポイントであり、来期の業況見通し（今期との比較）DIは▲25.3ポイントとなります。

図28 区内中小企業の業況（4～6月期実績、7～9月期見通し）

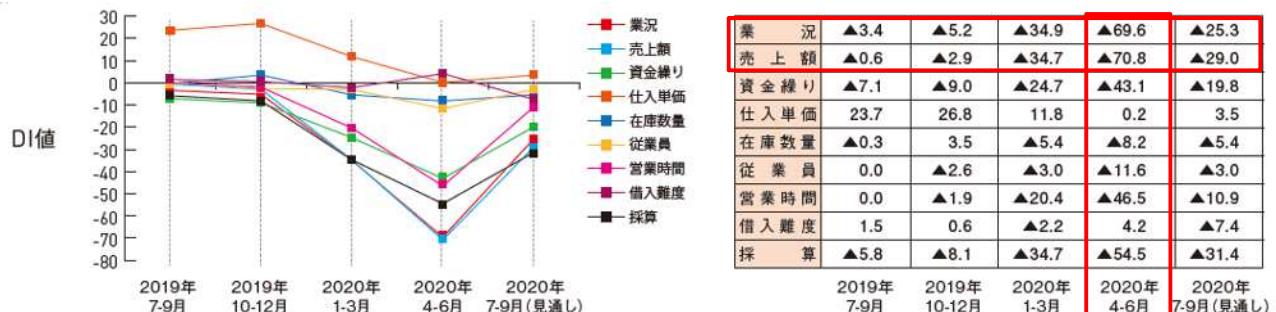


※DI値は改善しているものの、依然としてマイナスであり、「現在よりも状況が悪くなる」「今と状況は変わらない」と感じている企業が多数と、好転にはまだ遠い状況です。

○主な指標別の景況業況

今期は、売上額▲70.8ポイント、資金繰り▲43.1ポイントなど大幅に悪化し、来期見通しは、多くの項目で今期よりは改善が見込まれるもの、依然厳しい状況です。

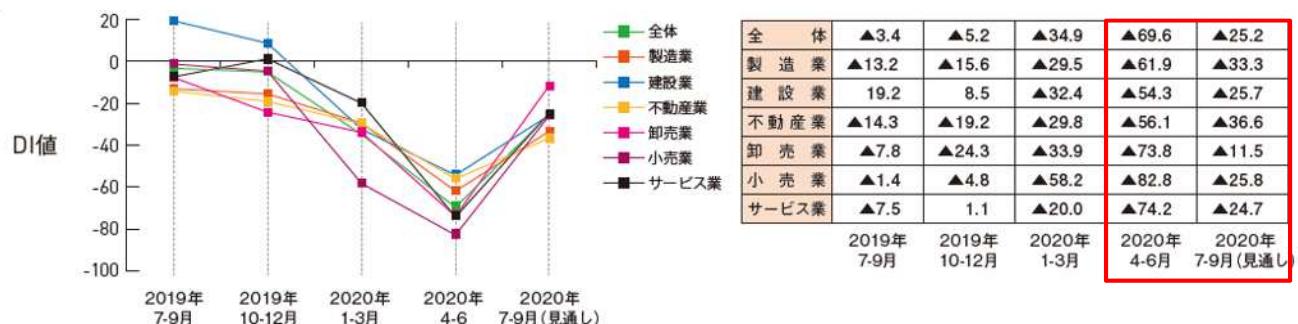
図29 主な景況指標の年次別変化（期毎）



○業種別の動向

今期の業種別DIは全業種でポイントが減少し、主な業種は「小売業」▲82.8、「サービス業」▲74.2、「卸売業」▲73.8、「製造業」▲61.9などになります。来期は全業種でポイントが増加する見込みもマイナス幅は引き続き大きい状況です。

図30 業種別DIの年次別変化（期毎）



○経営上の問題点

1位の「その他」の回答のうち、「コロナウイルスによる影響」との回答が96.3%を占めています。2位は「需要の停滞」が35.1%。「購買ニーズの変化への対応」が23.8%を占め、前回の4位より上昇し、「人件費以外の経費の増加」も前回より順位を上げています。

表14 経営上の問題点

順位	項目	回答数	回答率	前回順位	順位	項目	回答数	回答率	前回順位
1	その他(回答数のうち96.3%がコロナウイルスによる影響と回答)	163	40.3%	— 1	11	生産設備の不足・老朽化	25	6.2%	↑ 13
2	需要の停滞	142	35.1%	— 2	11	店舗・倉庫の狭隘・老朽化	25	6.2%	↑ 16
3	購買ニーズの変化への対応	96	23.8%	↑ 4	11	代金回収の悪化	25	6.2%	↑ 13
4	従業員の確保難	66	16.3%	— 4	14	事業資金の借入難	24	5.9%	↓ 10
5	人件費の増加	56	13.9%	↓ 3	15	大企業(大型店)進出による競争激化	20	5.0%	↓ 10
6	人件費以外の経費の増加	54	13.4%	↑ 8	16	在庫の過剰	16	4.0%	↑ 17
7	販売単価・製品単価・請負単価の低下・上昇難	43	10.6%	↓ 6	17	購買力の他地域への流出	11	2.7%	— 17
8	新規参入者の進出や同業者の増加	39	9.7%	↑ 9	18	金利負担の増加	8	2.0%	↓ 15
8	仕入単価・下請単価の上昇	39	9.7%	↓ 7	19	在庫の不足	6	1.5%	— 19
10	取引条件の悪化	33	8.2%	↑ 12	20	生産設備の過剰	5	1.2%	— 20

*複数回答(3つまで選択)のため、回答率の合計は100%を超える。

※DI (Diffusion Index) …DI(%)=「良い」「増加」等企業割合－「悪い」「減少」等企業割合

DIとは、各設問の項目について、「増加」「好転した」とする企業の割合から、「減少」「悪化」した企業の割合を差し引いた値。DIがプラスを示している場合は全体として「増加」「好転」したとする企業の割合が多く、景気が上向きの傾向にあることを示します。逆にマイナスを示している場合は景気が低迷の傾向にあることを示します。

調査時期：2020年7月1日～9日
 対象期間：2020年4月～6月期、及び2020年7月～9月期見込み
 調査対象：東京商工会議所世田谷支部会員（2,957社）
 回収状況：合計404社（回収率13.7%）

(5) 労働環境の変化（有効求人倍率の推移）

有効求人倍率は令和2年に入ったころより下落しました。東京都においては、令和元年12月段階で2倍を超えていたものが、令和2年6月には1.35倍まで下落し、1倍を切る道府県も出てきている状況です。ハローワーク渋谷においても令和元年12月に3倍を超えていたものが、直近では1.59倍に下落しています。

図31 有効求人倍率の推移



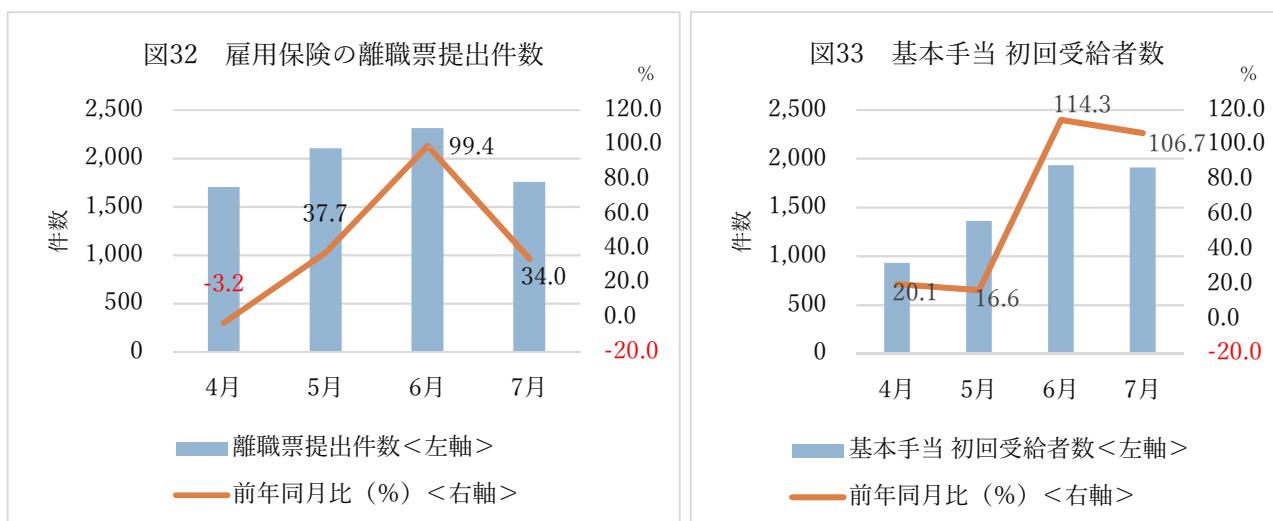
出典：ハローワーク渋谷 統計月報（2020年7月）

(6) 雇用保険の給付状況

ハローワーク渋谷における雇用保険の求職者給付を受けようとする者の離職票提出件数は、7月前月比では減少したものの、昨年同月比では大きく上昇しています。基本手当を受け取った受給者数についても大きく増加しており、昨年同月比100%を超える状況になっています。

●ハローワーク渋谷における雇用保険業務の状況（8月）

- 離職票を提出した件数が1,693件（昨年同月比58%増）
- 初回受給者数は1,654人（昨年同月比73%増）

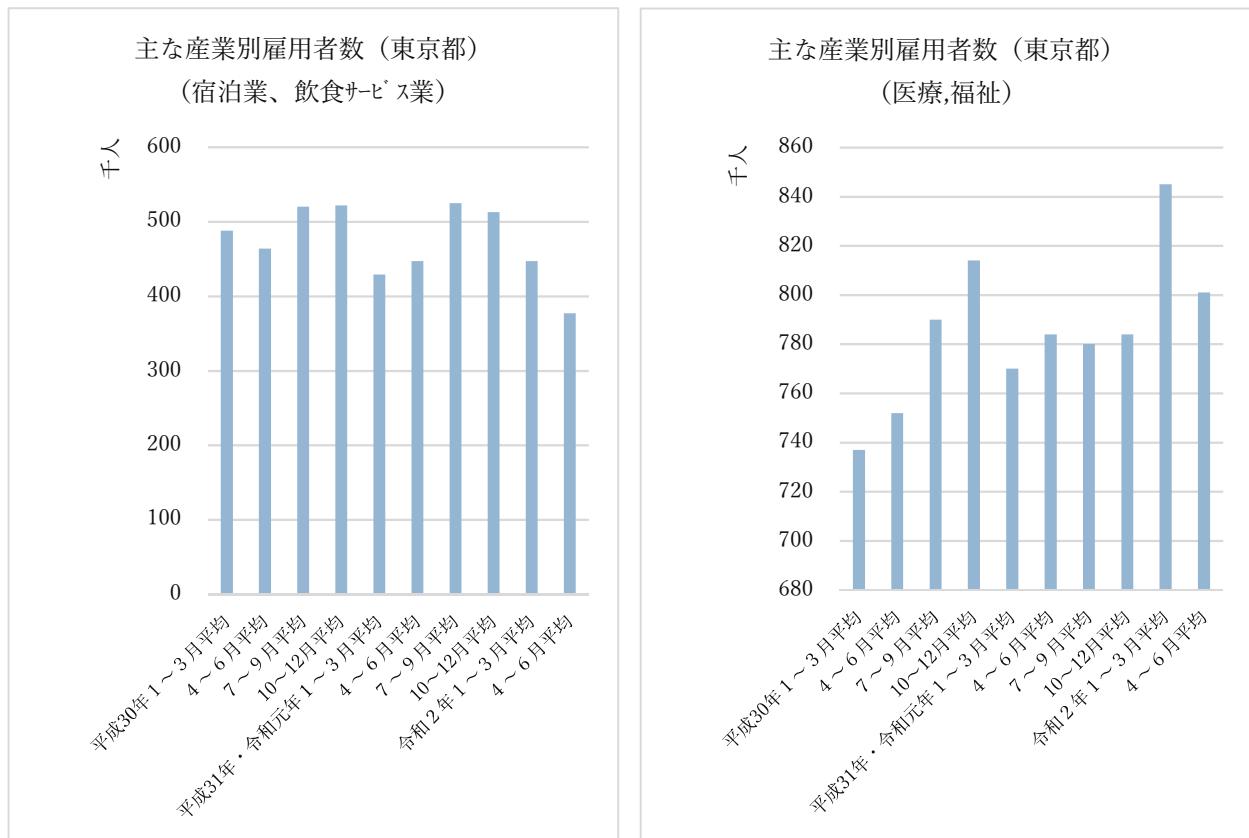


出典：ハローワーク渋谷 統計月報より作成

(7) 主な産業別雇用者数（東京都）

産業別雇用者数は、飲食サービス業、生活関連サービス業などで本年4～6月平均で大きく減少しています。他方、医療・福祉業では全体として増加傾向です。

図34 主な産業別雇用者数（東京都）



出典：東京都労働力調査結果より作成

(8) 三茶おしごとカフェでの求職・求人の動き（6～9月）

三茶おしごとカフェの運営については、4月の緊急事態宣言を踏まえ、「おしごと相談コーナー」を4月～5月まで電話による相談対応とし、ワークサポートせたがやは4月13日～5月末まで休止としました。なお、6月1日以降は、新型コロナウィルス感染症への対策を図りながら運営を再開しています。

※三茶おしごとカフェ

適性診断から履歴書の添削、3者面談による求人紹介まで充実したキャリアカウンセリングのほか、各種セミナーや社会保険労働相談、メンタルケア相談を実施しています。また、ハローワークの職業紹介窓口（出先機関）である「ワークサポートせたがやは」も併設しています。

①求職者の動き

コロナ禍における三茶おしごとカフェの延べ利用者数については、6月から昨年同月比で3割以上の減少で9月にやや持ち直しています。この背景としては、新型コロナウィルス感染症に伴う外出自粛、雇用保険失業認定の特例措置（来所せず郵送による失業の認定）に伴う求職者の活動の減少などが考えられます。

なお、4月から9月の三茶おしごとカフェでの相談677件のうち、新型コロナウイルス感染症が影響する相談内容が39件あり、具体的な内容については新型コロナウイルスの影響による解雇・退職・失業に関する内容がそのうちの約半分を占め、その他にも仕事や収入の減少に伴う相談や、コロナ禍での就職活動の進め方に関する相談が寄せられています。

- ・三茶おしごとカフェの6月～9月の延べ利用者数

6月	昨年同月比	35%減	1,976人
7月	同	31%減	2,234人
8月	同	31%減	1,929人
9月	同	20%減	2,334人

一方、ワークサポートせたがやの6月の新規求職申込人数は昨年同月比6割増で、9月まで昨年同月を上回っています（4、5月の休止期間の反動もあるが6月の人数としては開設以来最も多い人数）。

内訳ではミドル層の割合（全体の約4割）、女性の割合（全体の55%）が高くなっています。

- ・ワークサポートせたがやの新規求職申込人数

6月	昨年同月比	6割増	221人
7月	同	27%増	170人
8月	同	47%増	143人
9月	同	30%増	207人

②求人の状況

三茶おしごとカフェでは求人を受理していませんが、8月のハローワーク渋谷のパートタイムを除く求人ごとの倍率としては、保安の職業が38倍、次いで福祉関連の職業が5.3倍、建設の職業が4.3倍と高い一方で、接客などサービスの職業が昨年12月で11.8倍であったのが7月には3.8倍に落ち込み、販売の職業でも6.3倍から3.2倍になるなど、職種によって仕事が減少している傾向もうかがえます。

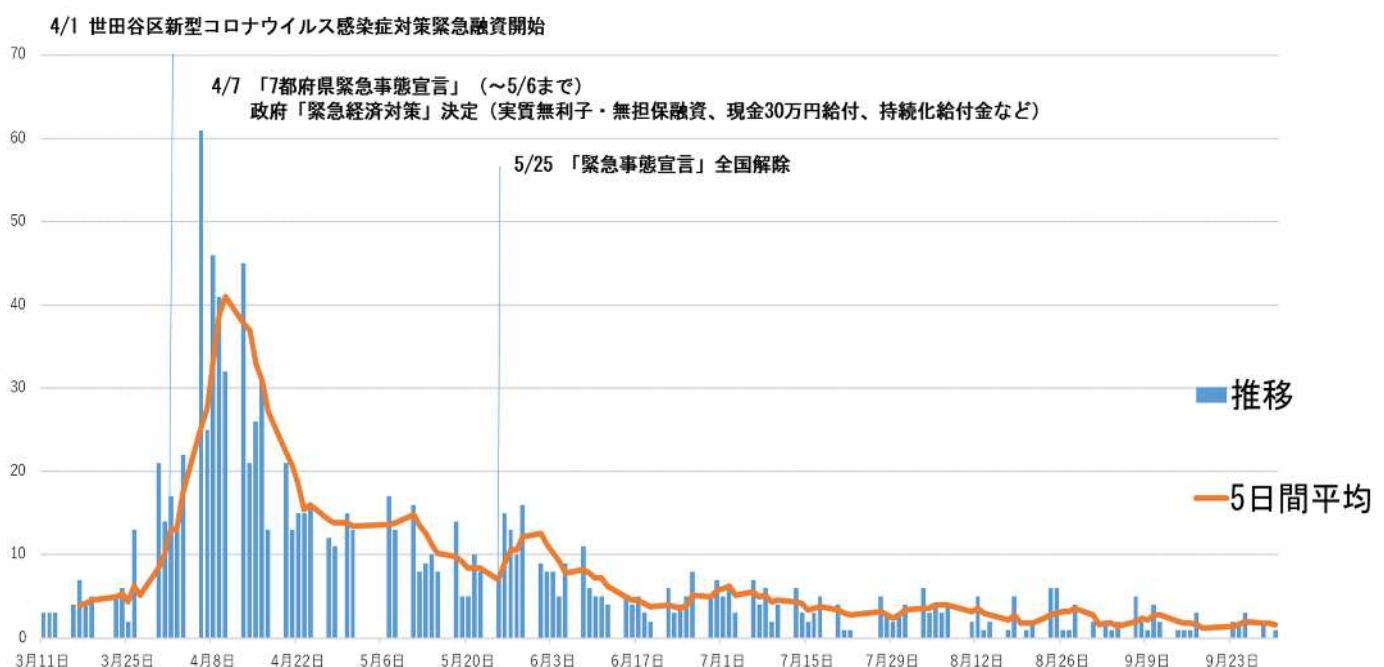
<具体的な相談事例（抜粋）>

- ・現在勤務しているレストランから、突然休業するとの知らせが入り、仕事が無くなり収入が減り、貯金を切り崩し、早く次の仕事を決めないとならないなど、様々な不安や焦りからの相談のため来所した。
- ・希望していた仕事は諦め、しばらくアルバイトで繋ごうと考えているが、今だからこそ増えている仕事を紹介してほしい。
- ・会社都合により退職したため今後の就活について相談したい。年齢が厳しいとは思うが、なんとか経験ある事務で探したい。
- ・感染リスクがあるため、すぐに応募をするより時間をかけて就職活動をしたい。

- ・4月以降仕事がなく、助成金や融資も受けるつもりだが、5月以降もどの程度回復するかの予測もつかないので副業を考えている。自分の経験を生かせるような仕事は紹介してもらえるのか。
- ・休業そのまま退職となった。あまり間をあけたくないが、まだ求人も少ないので焦らないほうがいいのかなとも思っている。CADの実務経験を活かしたい。
- ・企画職を解雇になった。ひとり親家庭で子どもはまだ学生なので時間がきっちり終わる経理職での再就職を考えている。

(9) 新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談の実績

図35 臨時労働電話相談件数の推移（総相談件数 1,098 件）



○相談件数および相談者

図36 臨時労働電話相談件数（相談者別、月別）

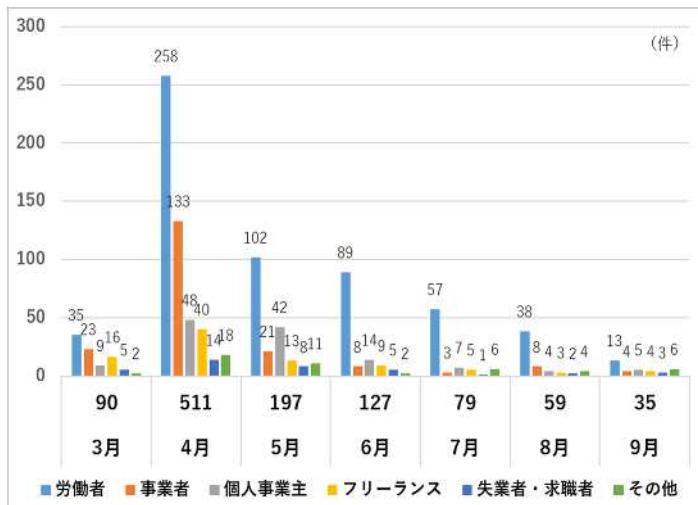
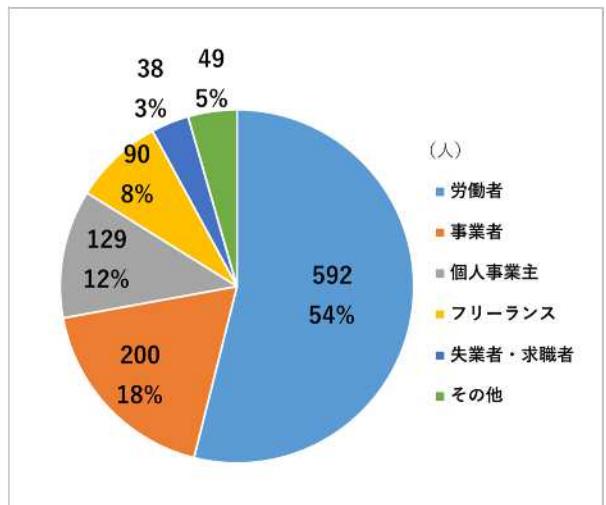


図37 臨時労働電話相談件数（全期相談者別）



○相談内容および詳細

図38 臨時労働電話相談件数（相談内容別）

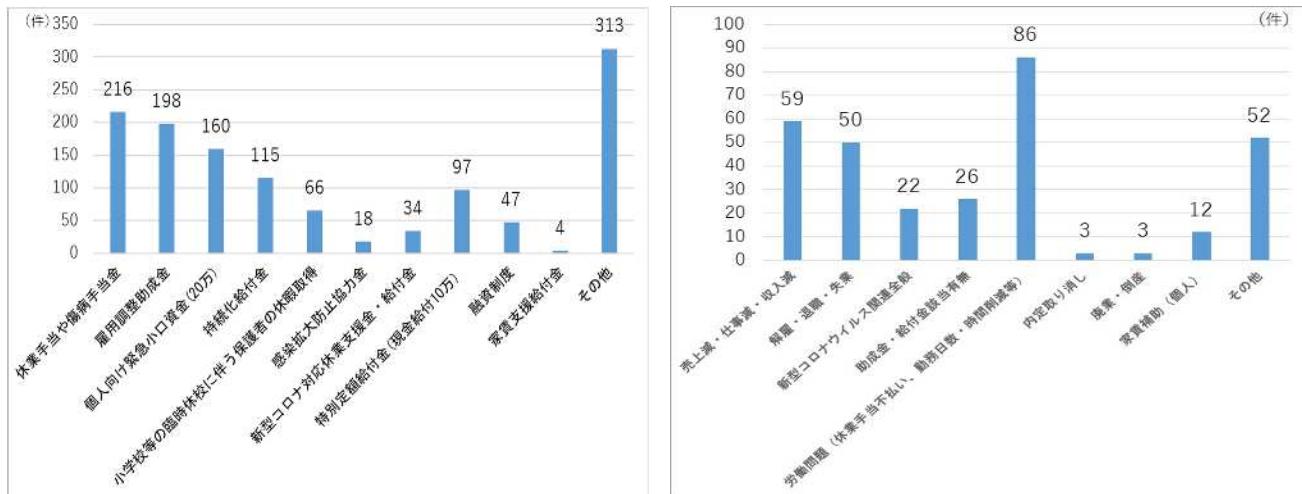
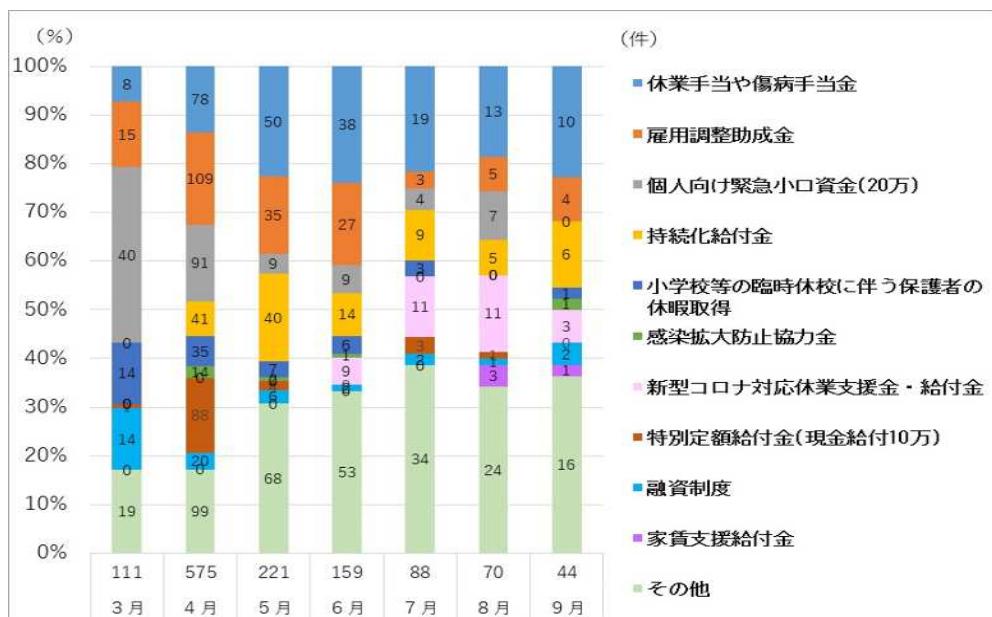


図39 相談内容の推移（月別）



3月：休業手当や傷病手当金、小学校等の保護者の休暇取得支援助成金、雇用調整助成金、融資、貸付制度や給付金等に係る内容が多い傾向にあった。

4月：持続化給付金、30万円給付金（現：特別定額給付金）、感染拡大防止協力金等に係る内容が増える。

5月：解雇に関する内容や給与不払い等の労働問題に関する内容も増える。

6月：休業や自粛が長期化していることに伴う仕事・収入の減少、生活困窮に関する内容も増える。また、中旬頃より新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に係る内容が増える。

7月：売上の減少に伴う労働者の仕事減や給与減、事業者からの各種支援策の照会、休業手当に関する相談が多い傾向にあった。

8月：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金や休業手当、仕事・収入の減少に係る相談、雇用調整助成金や持続化給付金、家賃支援に係る問い合わせが多い傾向にあった。

9月：各種支援策に関する問い合わせや解雇に関する内容、労働問題に関する内容が多い傾向にあった。

4. 区のこれまでの対策

分類	項目	概要
地域活動	区主催イベント及び区民利用施設等の休止	4月11日から5月31日まで区主催イベント及び区民利用施設の利用休止。 6月1日以降段階的に再開し、10月1日から大声での歓声・声援・歌唱等、又は食事を伴わない用途の場合は収容率の制限を緩和。 各部において、オンラインによるイベント開催など事業手法の転換。
相談支援	心のケア支援事業	次のこころの相談事業を、国の要綱の「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業」と位置づけ実施。 ①総合支所保健福祉センター健康づくり課こころの相談 月～金 8:30～17:15（祝日、休日除く） ②保健センター夜間・休日こころの電話相談 月・水・木 17:00～22:00（祝日に当たる場合 13:00～20:00） 土曜日 13:00～20:00 ③総合支所における土曜日臨時相談窓口の開設（全5回） 土曜日 10:00～15:00 (6/6 烏山、6/13 砧、6/27 北沢、7/4 世田谷、7/11 玉川)
相談支援	在宅の一人暮らし障害者等に対する伴走型寄り添い支援	地域障害者相談支援センター“ぽーと”に、伴走型寄り添い支援の機能を整備。在宅生活での困りごとに対する電話相談や定期的な連絡・家庭訪問を行い、生活スタイルの提案等に関する情報提供等を行う。
相談支援	男女共同参画センターらぶらすによる「女性のための悩み事・DV相談」の拡充	家族が自宅にいる機会が増えたことにより、女性の悩みごとやDV相談が増えることを想定し、実施曜日および実施時間を拡充
子育て世帯支援	自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与	学校臨時休業期間の長期化に鑑み、子どもの自宅学習を支援するため、通信機器を保有していない家庭に、タブレット型情報端末等を臨時貸与
子育て世帯支援	区立小・中学校臨時休業期間等の給食費相当額の支給	臨時休業期間等、給食を停止していた期間の家庭での子どもへの昼食提供に対する経済的な支援として、準要保護認定者へ給食費相当分を支給した（4～6月）。 約300円×約13,000人×50日=約1億9,500万円（支給額の内数）
子育て世帯支援	家計が急変した世帯への就学援助の対応	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対し、通常、前年所得により審査しているところ、特例として令和2年度について直近の収入状況等により審査し、経済的な支援を図る（9月より受付）。 申請数：62件（10月28日現在）
子育て世帯支援	生活困窮世帯の子どもへの主食の応援	ひとり親家庭及び高校生世代の子どものいるふたり親の生活困窮世帯に対し、お米10キロを給付（4,500世帯程度見込み）
子育て世帯支援	高校生世代の子どもへの生活応援	生活困窮世帯（ひとり親・ふたり親）の高校生世代の子どもに対し、区内共通商品券3万円分を給付（950人程度見込み）

分類	項目	概要
子育て世帯支援	中学3年生への新生活応援	生活困窮世帯（ひとり親・ふたり親）の中学3年生の子どもに対し、区内共通商品券3万円分を給付（1,100人程度見込み）
事業者支援	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資	<p>①集計期間 令和2年4月1日～10月28日 ②申請件数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望申込者数 6,370人 ※区制度融資（区緊急融資以外の融資も含む）、セーフティネット保証認定を申し込んだ人数 ・区緊急融資あっせん件数 3,499件 うち現在までの融資実行件数 3,155件（10/28時点） ※あっせん後融資実行まで、2週間から1ヶ月程度を要する ・セーフティネット保証認定件数 5,908件 ※国、都の制度融資の申込のため保証認定のみ申し込む件数を含む <p>③区緊急融資あっせん金額 15,812,960千円 うち現在までの融資実行額 12,946,740千円（10/28時点）</p>
事業者支援	世田谷区商店街特別融資（新型コロナウイルス対策）	<p>①集計期間 令和2年6月1日～10月28日 ②融資あっせん件数 14件（うち現在までの実行件数10件） ③融資あっせん金額 46,190千円 （うち現在までの実行額36,190千円）</p>
事業者支援	事業者総合経営相談窓口の開設（7月20日より）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化に対する改善策の相談や、各種給付・支援等の活用や申請をサポートする総合経営相談窓口を、世田谷区産業振興公社が開設。</p> <p>①集計期間 令和2年7月20日～10月28日 ②相談件数 252件 〈内訳〉 <ul style="list-style-type: none"> ・社労士相談 35件 ・中小企業診断士相談 206件 ・申請サポート相談 11件 ※よろず相談は26件</p>
事業者支援	業態転換及び新ビジネス創出支援補助金	<p>業態転換や新ビジネス創出などの経営多角化を図り、販路拡大や感染症による活動制約に対するリスク分散を図る事業者に対し、事業費の一部を補助（1事業者あたり10万円を上限とし、2/3以内補助）。</p> <p>①集計期間 令和2年6月22日～10月15日 （第1次募集期間：令和2年6月22日～8月7日 第2次募集期間：令和2年8月18日～10月15日） ②募集期間（第3次募集期間） 令和2年10月16日～12月28日 ③申請件数 138件 ④交付申請額 12,807,900円</p>
事業者支援	区内飲食店情報発信支援（世田谷ライフ+）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している区内飲食店を応援するため、フリーぺーパー「世田谷ライフ地元飲食店応援特集号（世田谷ライフ+）」を制作。①小田急線、②京王線・井の頭線、③世田谷線、④田園都市線・大井町線・目黒線の4種類（各沿線25,000部 合計10万部）。</p> <p>また、PDFファイルで読める特設サイトの開設や、観光アプリ「世田谷ぷらっと」と連動したデジタルスタンプラリーを開催（8/14～12/31）。</p>

分類	項目	概要
事業者 支援	購入型クラウドファンディング(マクアケ)	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業者応募状況：29件（社）（10/28時点） クラウドファンディングプロジェクト実施件数：5件（10/28時点） <p>※実施事業者応募締め切り：10月末 ※クラウドファンディング支援終了：令和3年2月末（予定）</p>
事業者 支援	文化・芸術を支援するクラウドファンディング①	<p>①せたがや舞台芸術支援応援プロジェクト 区、（公財）世田谷区産業振興公社、（公財）せたがや文化財団が発起人となり、区内で培われてきた世田谷の舞台芸術を応援するクラウドファンディングを実施し、区内劇場及び劇団、劇団員等の活動を支援。</p> <p>1)募集期間：9月15日（火）～11月16日（月） 2)目標額：1,000万円</p>
事業者 支援	文化・芸術を支援するクラウドファンディング②	<p>②事業者が実施するクラウドファンディング支援 （公財）世田谷区産業振興公社が、コロナ禍で、文化・芸術産業事業者が新たにチャレンジするためのクラウドファンディングを支援するとともに、各プロジェクトをPR。</p> <p>1)実施手数料等の支援：上限額 15万円 2)募集期間：令和2年9月15日（火）～11月16日（月）（予定） 3)実施期間（事業者）：令和2年10月1日（木） ～令和3年1月31日（日）（予定） 4)募集事業者数：10事業者（先着順）</p>
事業者 支援	アーティスト支援	区と公益財団法人せたがや文化財団の共催により、若手アーティスト等による文化・芸術に関する発表企画を募集し、動画配信を通じて広く発表することで、文化・芸術活動の継続を支援するとともに、区民が文化・芸術に親しむ機会を創出する。10万円×50名×2部門想定。
事業者 支援	キッチンカー事業	区内飲食店や小売店の販路拡大を支援するため、区有地を出店スペースとして提供することで、区内のキッチンカー事業者や参入を検討している事業者の支援を行う。また、区民の皆様の買い物や食に関する利便性向上を図ることも一つの目的として、近隣に商店や飲食店の少ないエリアを中心にキッチンカー等を出店する。 ※実証実験：令和2年10月26日～11月22日 ※本格実施：令和3年2月以降（予定）
事業者 支援	民間文化・芸術施設支援	観客を入れた事業実施が困難となっていることから、ライブハウスや小劇場等の文化・芸術施設に対し、映像配信事業にかかる経費について、最大50万円（補助率4/5）を補助
事業者 支援	学校給食用物資納入事業者への支援	学校の臨時休業に伴い、発注の取消しをした令和2年3月分の学校給食用食材に係る仕入れ等に要した経費等について、国の補助金を活用し、事業者に対して補助する。
雇用対策	新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談	<p>①集計期間：令和2年3月11日～9月30日 ②相談件数：1,098件 ③相談者の内訳：労働者の相談が全体の54%、事業主からが30%、残りがフリーランスやその他。</p>

分類	項目	概要
雇用対策	三茶おしごとカフェでの仕事の情報提供サイト「三茶おしごとナビ」の開始	三茶おしごとカフェでは、これまで対面による職業紹介を実施してきたが、コロナ禍の影響を踏まえ、求人情報をサイト上に掲載・公開する「三茶おしごとナビ」の運用を新たに開始。これにより対面によらない状況でも常時、区内企業の求人情報の提供を行うことが可能となり、円滑な区内企業での採用活動及び、求職者の就職活動につなげる。具体的には、企業の求人情報を検索・閲覧できるホームページ「三茶おしごとナビ」を開設し、区内企業が登録した求人情報に、応募を希望する人が直接求人企業へ問合せする仕組み。
雇用対策	就職活動中の学生等に対するオンライン面接ができるスペースの提供	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、就職活動におけるオンライン面接が増加しているため、世田谷区と東日本電信電話株式会社東京南支店、世田谷ものづくり学校が協定を結び、就職活動中の若年者が安定した通信環境でオンライン面接ができる環境を提供する事業を開始。</p> <p>①名称 「yell room (エールーム)」 ②実施場所 世田谷ものづくり学校 ミーティングルーム ※貸出しをしている部屋の共有による利用 ③対象 区内在住、在学の就職活動中の者 ④利用時間 午前 11 時～午後 7 時 ⑤料金 1 時間 200 円 (学生 100 円) (※通常ミーティングルームの利用は、区民料金 1,000 円、一般料金 2,000 円) ⑥サービス期間 令和 2 年 8 月 20 日～令和 3 年 3 月 31 日</p>

5. 区の今後の方針

町会・自治会の活動などは徐々に再開してきているものの、地域でのイベントなどは依然として見合わせる傾向が高く、地域活動が停滞している状況が長期間続いており、新型コロナウイルスを踏まえた地域コミュニティを再構築していくことが求められます。

区民生活や事業者の活動について、徐々に回復傾向はみられますが、依然として厳しい状況となっています。また、今後、国や東京都が実施してきた時限的な給付や補助金等の期間が満了した場合、さらに困難な状況となる区民や事業者が増加する可能性があり、中長期的な対策が必要な時期にきています。

高齢者や障害者など、区民からの相談件数は増加傾向にありますが、生活保護の保護世帯や虐待等件数について増加傾向はみられず、現時点で新型コロナウイルスによる影響は顕在化していませんが、相談内容は多様化してきており、今後、対応が必要なケースが増加していくことも想定されるなか、一人ひとりにあった最適な対応をしていくためにも、十分な相談体制が必要であるとともに、未然に防ぐ対策も必要です。

(1) 地域活動等の支援

緊急事態宣言下において、区主催イベントや区民利用施設も休止しており、この間の地域活動についても、多くが休止となっていました。

緊急事態宣言解除後、区主催イベントは徐々に開催されるようになり、区民利用施設も段階的に利用を再開していましたが、地域主体のお祭りなどのイベントについては、地域の担い手の高齢化が進み、感染時の重症化リスクが高いことによる不安感が拭えないことや、ＩＣＴの活用など、新しい日常に向けた事業転換のノウハウがないことなどにより、依然として休止を余儀なくされています。

また、身近な相談窓口では、テレワークが増えたことによる騒音などに関する苦情や、マスクの着用や3密の不徹底に対する苦情など、新たな課題もみられます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、様々な地域活動が休止となっていることにより、地域のコミュニティが希薄化し、健康不安の高まりや生きがいの喪失、地域での孤立など、区民生活への影響は甚大です。

今後、区民の方が安全・安心に地域活動等を行っていくために、オンラインイベントなどの新たな手法による活動の支援や若い世代の地域参加促進、地域の相談窓口の強化など、これまで以上に地域と社会のつながりを強固なものにしていきます。

(2) 子どもや生活困窮への対策

休業等により緊急・一時的に生活費が必要な世帯に対する緊急小口資金、それに続く総合支援資金、一定の家賃額を助成する住居確保給付金について、ピークは過ぎたものの、非常に多くの申請を受け付けています。また、就学援助の認定者数も増加しており、新型コロナウイルスの影響により家計収入が減少し、生活困難となっている世帯が子育て世帯含めて幅広く広がってきています。

一方、生活保護については、相談件数は増加傾向にあるものの、保護世帯及び保護人員は微減となっており、現在のところ、新型コロナウイルスによる大きな影響はみられませんが、今後、上記のような貸付や助成の期間が満了した場合、生活が困難となる世帯が増加する可能性があります。

依然として収入が回復せず、厳しい状況にある世帯も多く、住居費の低い区外へ転出するケースもみられる中、これまで国や都、区で実施してきた単発での給付や貸付だけでは

なく、就労支援機能の強化など、中長期的な視点での支援に取り組んでいきます。

さらに、新型コロナウイルスの影響による学校等の環境変化や、夏休みの旅行ができない、友だちと遊べない、児童館も行けないなど、様々な活動が制限された状況により、精神的な不安やストレスを多くの子どもたちが抱えています。また、高齢者や障害者の相談件数は増加しています。

現時点では、虐待やDVなど、新型コロナウイルスの影響による顕著な影響はみられませんが、今後増加していくことも想定される中、相談窓口を分かりやすく区民に伝えるとともに、相談支援を拡充し、これまで以上に一人ひとりにあった最適な対応により、虐待やDVを未然に防止していくための取組みを進めていきます。

(3) 事業者支援

緊急事態宣言下において、世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせんや、臨時労働相談件数はピークを迎える、以降、件数は減少傾向にあり落ち着きを見せていくものの、有効求人倍率は大きく下落し、飲食店をはじめとして多くの業種で売上が大幅に落ち込み、新型コロナウイルス感染拡大以前の水準への回復にはほど遠い状況にあります。

倒産件数については、ほぼ横ばいで推移していますが、この間、国や東京都、区においても、緊急融資や各種補助金等の創設などの対策を講じてきたことにより、これらを活用しつつ、従業員の解雇や休業などにより雇用量を調整することで持続していることが考えられ、今後、持続困難となる企業が増加する可能性もあります。

有識者からは、賃料などの固定費が高い飲食店などは依然として厳しい状況にあり、飲食業の売上回復はいまだ7割程度であるとの意見をいただきました。一方、テレワークを通して昼間人口が増えていくことで、経済効果が生まれるのではないかとの意見もいただきました。

コロナ禍により消費者の行動や市場の需要は大きく変化しており、中長期的な視点で、事業者が新たなビジネスを創出したり、リスク分散に向けた経営多角化を図るための支援や、雇用環境の変化への対応、消費喚起策等を切れ目なく講じていく必要があります。

こうした地域経済の動向を踏まえ、今後、以下の対策を講じるとともに、さらなる支援策を検討していきます。

- ・飲食店応援キャンペーン

期間中、飲食店でのせたがやPay利用による決済額に応じたポイント還元への支援。

第1弾（令和3年2月～3月） 還元率20%

第2弾（令和3年4月～5月） 還元率10%

- ・せたがやPay事前キャンペーン（12月～1月）

せたがやPay参加飲食店利用者に対し、利用1回につき、第1弾期間におけるポイント還元率を1%アップするクーポンを1枚配布（最大10回、10%）。

- ・（仮称）介護等人材不足産業を中心とした短時間・短期間雇用マッチング支援事業

短時間・短期間就労希望者へ、介護などの人材不足産業の魅力を発信し希望職種の幅を広げるとともに、テレワークが可能な求人等も含め就労マッチングを進める。

- ・公共工事の前倒し

(4) 今後の方向性

新型コロナウイルス感染症対策と、区民や事業者の社会経済活動の維持・活性化の両立を図るため、区はこうした区民生活や地域経済の実態を捉えながら、時期を逸することなく必要な施策を講じていきます。